オケージョナル・ペーパー　No.11

日本における「統計法」の成立

2005 年 6 月

法政大学

日本統計研究所

わが国における「統計法」の成立

森　博美（法政大学・経済学部）

1　先行研究と課題設定

戦後日本の統計再建にあたり、その基本法規として昭和 22 年に「統計法」が制定されて、既に半世紀以上が経過した。同法にはその施行後 20 次に及ぶ改定が加えられ今日に至っているが、その多くは行政機構改革に伴う統計調整主管部局の組織改変あるいは他の関連法規の改正に伴って実施されたものである。これらの法改正の中には、統計調整機能の中心機関として設置された統計委員会の廃止に伴う関係規定の削除という同法の根幹部分に関わる変更もあるが、他方で、指定統計調査の企画、実施に関わる条文体系については、制定当時から本質的な変更は殆ど加えられることなく今日に至っている。

わが国における統計制度研究については、すでに大屋祐雪による先駆的業績がある。統計学の研究対象としての統計制度の意義に早くから注目していた大屋は、すでに昭和 30 年代からわが国の戦後統計の再建事情に関する嚆矢的研究成果を次々と発表してきた。大屋の一連の制度研究(注1)は、占領軍統治下、様々な政治力学が錯綜する中で、わが国戦後の統計並びに統計制度がどのように再建されたかを、断片的にしか残されていない資料を駆使して克明に検証し、その再建にかかわる特殊事情がその後のわが国の統計制度の命運をどう制約したのかを明らかにしている。

大屋の研究関心は、当然のことながら、統計制度を法規面から支える「統計法」にも向けられた。一連の研究成果を踏まえて〔大屋(6)〕は、日本の行政機構、日本政府、さらには内部に対立要素を抱える連合軍総司令部等が発揮する様々な力学が重複的に作用する中で、大内兵衛を中心とした教授グループが統計基本法規の制定過程においてどういう舵取りを行ったのか、またその過程でどのような修正圧力が加えられ、そのことが最終的に成立する「統計法」の特質をどう制約することになったかを、綿密な条文の比較考察と戦後統計の再建事情に関わる公式記録文書、関係者の回想録さらにはインタビュー記録等を駆使することによって検証した。

その結果、法案が次第に具体化していく中で、教授グループ当初の構想さらにはそれと類似の内容を持つとされる米国統計使節団の指針”Preliminary Report on Japanese Statistical Organization”に謳われた内容、すなわち、当初は統計委員会に帰属するとされていた統計の企画・調整権限の中から企画の要素が削ぎ落とされ、同委員会を単なる統計調整機関とするという形で、「統計法要綱案」は統計法案として形作られて行く。それと並行して、内閣総理大臣を会長とする首相直属の内閣組織として強力な「政治力」を振るうことのできる統計委員会が「統計法」という基本法規に基づき体系的な統計の整備のために企画・調整権限を発揮するという当初の構想〔大屋(6) 71 頁〕も、その後の関係条文の変更によって大幅な軌道修正を余儀なくされる。戦後のわが国の統計再建事情に内在するこれらの契機が、その後のわが国の統計並びに統計制度の展開を、結果的に大きく制約することになったと大屋は結論づける。

「統計法」の制定過程を単に条文の変遷のプロセスとしてではなく、背後に貫く政治過程の中にそれを位置づけ直すことによって統計基本法規の変質の契機に光をあてるという大屋独特の

反映模写論に基礎をおく研究視角は、一見形式的とも思われる条文の加除修正の中に決定的な制度の転換・変質を読み取るという点で、今日なおその輝きを失わない刺激的な内容を含んでいる。わが国の統計再建事情に関する大屋の一連の業績は、制度研究を統計制度論として統計学の学問領域として確立することになった。また、大屋の制度研究から得られた一連の知見は、その後のわが国の統計行政の展開についての理論的整理にとって有効であるだけでなく、今日の直面する現実的課題解決のための処方箋、さらには将来に向けての統計行政システムの在り方についての設計図を描く上でも極めて示唆に富むものである。

統計法案が「統計法要綱案」として最初に統計委員会に提示されてから成案として国会に提出される最終法案が得られるまでに、記録として残されているだけでも 10 を超える数の「要綱案」が作成され、審議に付されている。法案そのものの審議は統計委員会を舞台として行われるが、大屋の先行研究も示しているように、「統計法」の制定も含め統計再建の作業行程は、統計委員会に結集した教授グループが事前に想定していたシナリオに沿ってすべて事が運んだわけでは必ずしもない。

統計委員会を舞台に展開される「統計法」の制定作業についても、委員会での審議、決定事項だけが条文の修正点として法案に反映されたのではなく、中には委員会での法案審議の決定事項とは無関係に、むしろ委員会があずかり知らない動きの中で法案が修正されたケースもなかったわけではない。

本稿は、次の 2 点を課題としている。第 1 の課題は、基本法規として制定されることになる「統計法」がどのような過程を経て成立したかを、その間の「統計法要綱案」の変遷を跡付けることによって、法案作成の表舞台の主役であった統計委員会の委員側と委員会の背後で進行した動きの当事者側のそれぞれの法案形成への関与について、委員会議事録等の記載内容を手がかりに明らかにすることにある。

統計委員会での法案審議の結果については、合意に至った事項だけが各委員会での決定事項として委員会議事録の中に簡潔な表現で箇条書的に記されている。会議速記録とは異なり、決定までにどのような論議がなされたかについては、そこからは窺い知ることができない。さらに、そもそも委員会審議で話題に上らなかった事項あるいは審議されたにもかかわらず決定に至らなかった事項についても、残念ながら、それを議事録の中に探りあてることはできない。その意味では、議事録に記された委員会での法案審議の決定事項と実際の条文の修正内容との対比というアプローチの方法は、「統計法」の成立過程における統計委員会の関わりを探るという意味では、あくまでも第一次接近であるに過ぎない。とはいえ、委員会審議記録と「統計法要綱案」修正とを比較対照することによって、一方で委員会がその総意によって「決定事項」として対処できた案件と、他方で合意にまで至らなかったあるいはそもそも委員会の表面舞台に載ることのなかった修正内容を一応区別できるであろう。

統計委員会の委員の多くがその意図するところを明確に自覚できなかった舞台裏での動きは、統計法規をその当初構想されていたものから大きく軌道修正させることになった。このことが、結果的には、成立した「統計法」の基本的性格をどのように制約することになったかを明らかにするのが、本稿における第 2 の課題である。

現在、わが国の統計は、対外的にもまた対国内的にも取り組みが求められている課題が山積している。その中で、これまでわが国で維持、展開されてきた制度それ自体の見直しも有力な選択肢として検討課題となりつつある。このような状況の中で、一国の統計並びに統計制度の在り方に

ついての的確な将来展望を描くためにも、いちど原点に立ち返り、戦後どのような形でわが国の統計制度が再建されたかを、統計行政の根拠法規としての「統計法」の基本的性格を、その法案制定過程の中に読み解くことで、それが何を解決しまたいかなる課題をその後に残すことになったかをこの機会に再点検しておくのも意味のないことではないように思われる。

２ 「統計法」の制定に向けた取り組み

⑴ 「統計制度改善に関する委員会」での審議

戦後のわが国の統計再建の方向をめぐっていちはやい動きを見せたのは、内閣統計局長川島孝彦であった。川島は、中央集権型の統計機構モデルとして戦時中から暖めてきた構想を「我国統計機能充実整備案」としてまとめ、昭和20年12月25日に次田大三郎内閣書記官長に充実策の進言を行った〔(12) 74頁〕。川島はまた、この文書を内閣法制局の井手成三部長にも提出〔(12) 78頁〕するとともに、それに基づき、16ヶ条からなる「統計制度改革案」を作成した。記録によれば、この改革案は、翌年 2 月 17 日に内閣書記官長に手渡され、同時に連合軍総司令部にも提出された〔(12) 79頁〕。

このような動きの中、内閣でも審議室を中心に統計再建に向けての取り組みが開始される。主席参事官橋井真と参事官山中四郎らが、同年 4 月に統計及び統計制度改革の企画に本格的に着手する。内閣審議室では、学識経験者や政府統計機関の関係者を組織することにより統計懇談会を設置した。統計懇談会は、5月22日からひと月弱の間に6回もの会合を持ち、日本の統計整備に関する連合軍総司令部の意向、アメリカの統計の実情、経済安定本部設置に伴う統計整備、それに各省の統計事務の現状と改善に向けての取り組み、といった事柄についての意見交換が行われた〔(12) 87頁〕。

統計懇談会での議論を受けて昭和21年春に内閣審議室が設けた統計研究会では、経済安定計画の目標やそれを測定する指標としての基礎統計の整備を課題として、政府機関の統計関係者、統計学者が、それぞれ担当分野を分担して部門統計の整備についての検討が行われた。その一方で統計研究会は、この問題の検討の前提となる戦後の日本の統計のあり方についての研究も続けた。

7 月 2 日に開かれた統計研究会の分科会で川島は、先に内閣に提出していた「統計制度改革案」を私案として提出した。これを契機に、統計制度改善問題が、緊急な取り組みが必要な最重要課題として一挙に浮上する。

川島私案が統計権限の一極集中を内容としていたことから、各省がそれに猛反発し、それに対して相次いで異論が提出された。これに対して川島は、「各省ニ意見ニ対シ原案者ノ反駁意見」なる文書をしたため、各省意見に対する反批判を展開するなど、統計局（川島）と各省の統計機関の間の対立が深刻な状態に立ち至った。統計再建を喫緊の課題とする内閣では、川島が投じた一石が政府内に深刻な対立を生みつつあることを懸念し、これ以上研究会組織で改革論議を継続するのは適当でないとの判断から、問題の解決を政府の正式な機関による決定に委ねることにした。このようにして設置されたのが、「統計制度改善に関する委員会」である〔山中・河合（1）65頁〕。

昭和21年7月19日の閣議決定により8月24日に「統計制度改善に関する委員会」の発会総

会が開催された。〔山中・河合（1）〕によれば、委員会では次の 2 点が統計再建論議の前提とされた。

①各庁の対立によって、統計改善のための力が弱められることを避けること。従って現存機構のいずれかに強力な権限をもたせようとする強硬な統一主義をおし通すことによって、かえって対立を一層激化することを避けるため、各庁の意向の一致する形の新しい機構を設けること。

②その新機構の存立を永続させ、これに対する各庁の協力を確保するために、権威と永続性をもつ法律に詳細な規定を設けること。

その後、同委員会での実質審議は小委員会に委ねられ、答申案のとりまとめに向けた検討が続けられた。上記の原則①により「統計制度改善に関する委員会」での議論が明らかに分散型統計機構を前提とすることになったことから、集権型統計機構を内容とする川島私案は、小委員会も含め、答申案に向けての本委員会での審議においてもその存在の場を確保することはできなかった。課題②としてその後本格的に検討されることになる「統計法案」（「統計法要綱案」）の審議において、分散型統計機構を前提とした統計調整機能の条文化がその主要な部分を占めるという基本的路線は、すでにこの「統計制度改革に関する委員会」において敷かれていた。

（2） 統計制度改善に関する委員会答申『統計制度改善案』

6 回にわたる小委員会での検討を受けて、10 月 21 日に開かれた第 2 回の統計制度改善に関する委員会総会で、委員会答申『統計制度改善案』（以下、『改善案』と略称）が決定される。委員長の大内兵衛から内閣総理大臣吉田茂宛に提出された答申提出文書の前文には、ありうべき統計機関について、「中央集権を可とし統計院を設けて内閣の有力な一機関」とするといった形での制度化を一挙に実現するにはいろいろな障害があることからそれを「他日に期」すこと、当面、内閣に設置する統計委員会に作成すべき統計さらにはその実施機関についての具体案を立案させ、統計の整備にあたらせること、そしてこの委員会は、そのための十分な政治力を発揮できるような組織としてそれを設置すること〔(4) 257 頁〕、が記されている。

このような状況判断と将来見通しを持って委員会答申として取りまとめられた『改善案』は、全体が、(a)統計に関する機構の整備、(b)統計関係職員及び統計調査員の質的向上、(c)統計の公表、(d)統計に関する基本法の制定、(e)要望事項という5つの大項目からなる。なお、『改善案』の中で特に重点が置かれているのが、(a)であり、全体の約 4/5 がその説明に充てられている。また（d）についても比較的多くのスペースが割かれている。(d)の法案検討の前提となる(a)～(c)について、以下にその内容を簡単に見ておこう。

＜(a) 統計に関する機構の整備＞

統計機構の整備に関して『改善案』では、①統計委員会、②中央統計局、③各省、④地方庁それに⑤民間統計のそれぞれの組織やその果たすべき任務が次のように述べられている。

まず、①の統計委員会については、わが国の統計制度の中枢機能を担う機関として内閣に内閣総理大臣を会長とする統計委員会（仮称）を設置し、重要統計に関する企画の審査、事務の監査、統計関係職員の資格認定、統計法規の整備その他統計制度の改善に関する立法、審査を行わせる。なお重要統計の企画に関しては、所管官庁に企画させるほか、統計委員会自ら企画にもあたるとされている〔(4) 257～258 頁〕。

次に②の中央統計局の組織とその遂行業務については、経済安定本部に中央統計局（仮称）を設け、内閣統計局がそれまで遂行してきた業務を引き継がせること。また中央統計局では、人

口調査その他の包括的調査を実施するほか、各省が実施した調査の集計、統計年鑑の編纂、統計・官庁出版物の刊行販売、統計研究所及び統計専門学校の経営、統計知識の普及、統計資料文庫の設置及びその公開といった広範な業務を行う。なお、中央統計局長の任命について政府は事前に統計委員会の意見を聴するものとされている〔(4) 258 頁〕。

委員会が分散型統計機構を前提に法案審議を行うことになったことから、『改善案』は③の各省の統計組織の在り方にも言及しており、そこでは各省に統計所管の局・課を配置するとともに、各省の統計専管の局・課に省内の統計及び重要な業務報告の企画調整を行う統計連絡会議を設置するとされている〔(4) 258 頁〕。

④地方庁の統計機構については、都道府県庁及び市町村に統計課（市町村の場合は統計課あるいは統計主任）を置き、人口、農林水産、商工業、労務等に関する一次統計に関する事務を取り扱わせるとともに、統計課にも集計及び速報機能を整備することで、地方統計機構を単に調査実施だけの組織としてだけでなく、統計の作成・利用業務にも関与させるような仕組みとなっている。また地方での調査経費については、都道府県、市町村が行う第一次統計に関する経費を国庫が全額負担するとしている。さらに地方の統計業務に対する監督体制としては、中央統計局所管の調査については経済安定本部長官が、また各省所管の調査については各省大臣がそれぞれ統計関係業務を監督指導するようになっている〔(4) 258 頁〕。

⑤の民間統計についてはできるだけ民間の自主性に任せるとしながらも、重要な統計の企画については統計委員会の審査を要することとし、政府は民間に対する調査実施命令権を持つとともに政府統計と重複する民間調査については、統計委員会による審議を経て、その中止を命ずることができるとされている。

このように『改善案』では、政府統計さらには一部の民間統計も含めて、統計委員会が統計の企画、実施という一国の統計作成に関していわば司令塔的な機能を果たすよう構想されている。

＜(b) 統計関係職員及び統計調査員の質的向上＞

優秀な統計スタッフの確保は、優れた品質の統計を作成するための必須条件である。このために『改善案』では、統計関係職員及び統計調査員の任命について、必要な資格、義務及び権限を規定するとされているが、その詳細については答申には盛り込まれていない。

＜(c) 統計の公表＞

重要統計については全て速やかな公表を義務付け、必要に応じて公表期日を指定する一方、一定期間公表を差し控える統計については統計委員会の承認を要することとされている。

このように『改善案』の大項目(a)、(b)、(c)（答申では項目番号一、二、三）には、再建すべきわが国の統計制度の根幹となる部分が列記されている。制定されるべき「統計法案」は、当然のことながら上記の各項目との整合性が求められることになる。統計機構、統計従事者さらには統計の公表をめぐる以上のような方針を受けて、作成されるべき「統計法案」の基本性格あるいはそれに含まれるべき事項について『改善案』は、次のような「統計法」制定に関する基本方針を列挙している〔(4) 259 頁〕。

> 統計に関する基本法として統計法（仮称）を制定し、前各項の実現のために法的を必要とする事項につき所要の規定を整備する。統計法には主要なる事項として下記（原文は「下記」）の点に関する規定を包含せしめる。
>
> (1)政府その他の機関に於て重要なる統計調査を行はんとする場合には、その実施要綱を統計委員会の議

に附し、その承認を受けることを要すること。

(2)統計委員会に附議すべき重要統計の範囲は、統計委員会の議に附して定めること。

(3)統計委員会の議を経たる統計調査については、被調査者及調査報告者に真実義務を課し、その違反者に対しては適当なる罰則を設けること。

(4)統計の公表及びその保存に関する事項。

統計制度改善に関する委員会の答申を受けて経済安定本部では、統計調査室を中心に「統計法要綱案」の作成作業に着手する〔(3) 7頁〕。作業は、当初、10 月下旬から 11 月にかけて各省の統計部局からの意見聴取という形で開始されるが、12 月 28 日に「統計委員会官制」(昭和 21 年勅令第 619 号)の施行により行政委員会として統計委員会が設置されたことから、法案審議はその後、統計委員会にその舞台を移して継続される。

3 統計委員会での法案審議

わが国の統計再建にあたって統計行政の根拠法となる基本法規の制定は、統計委員会にとっても最優先で取り組むべき課題として認識されていた。このため委員会では、その設置後直ちに法律案の審議に着手する。「統計法案」については昭和 22 年 1 月 31 日の第 5 回統計委員会で委員会としての審議を終了し、国会上程に向けての準備を整えた後、2 月 28 日に貴族院に上程されることになる。従って、第 1 回の統計委員会が開催された昭和 21 年 12 月 27 日(注2)から第 5 回委員会が開催された 1 月 31 日までの約 1 ヶ月間の審議が、委員会としての法案取りまとめの表舞台となる。(この間の事実経過の概略については、付表1の「統計法要綱案」審議略年表を参照)。

委員会の席上、各委員の間で具体的にどういった論議が交わされそれが条文にどのような形で盛り込まれたかは、各条文設置の意図を探る上での有力な手がかりを与える。しかし、法案審議に関する第一次資料については、60 年近い時間の経過の中で、その大半がすでに散逸してしまっている。そこで以下では、会議の議題、配布資料、決定事項等を記録した統計委員会議事録、それに『日本統計制度再建史－統計委員会史稿』(記述篇、資料篇Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、年表)の収録資料などを参考に、「統計法案」の策定過程を振り返ることにしたい。

現在、「統計法案」の委員会審議過程に関る「統計法案」(「統計法要綱案」)としては、第 1 回統計委員会に示された「統計法」原案から国会に提出された統計法案に至る 13 の法律案のうち〔原案〕を除く12の案が『日本統計制度再建史』(資料篇Ⅱ)(以下、『再建史』(第Ⅱ篇)と略称)に資料として収録されている。本稿ではそれらを委員会への提出順に整理し、便宜的に〔原案〕、〔A 案〕～〔K 案〕という呼称を付し、法案の間の条文の異同を照合することにより、法案の変遷過程を追跡してみることにした。

表1は、委員会議事録に記載されている各委員会での配布資料リスト及び法案審議記録に基づく条文内容の修正状況から各法案の委員会での配布日を推定し、委員会開催日程等とともに示したものである。

表1 「統計法要綱案」及びその修正法案の作成期日・提出情況

法案	文書日付	委員会配布日	統計委員会	収録頁(*)
〔原案〕		21 年 12 月 27 日	第 1 回統計委員会	非収録
〔A 案〕	22 年 1 月 10 日	22 年 1 月 10 日	第2回統計委員会	18～20 頁
〔B 案〕	22 年 1 月 10 日	〃	〃	20～22 頁
―	日付無し	―	―	22～24 頁
〔C 案〕	〃	1 月 17 日(**)	第 3 回統計委員会	24～27 頁
〔D 案〕	〃	〃(**)	〃	27～30 頁
〔E 案〕	1 月 20 日	1 月 24 日	第 4 回統計委員会	30～33 頁
〔F 案〕	1 月 24 日	〃	〃	33 頁
〔G 案〕	1 月 27 日	1 月 31 日	第 5 回統計委員会	34～37 頁
〔H 案〕	1 月 31 日	―	―	37～40 頁
〔I 案〕	2 月 3 日	2 月 7 日	第 6 回統計委員会	41～44 頁
〔J 案〕	2 月 6 日	〃	〃	44～47 頁
〔K 案〕	日付無し	―	―	48～51 頁

(＊)『日本統計制度再建史』資料篇(Ⅱ)の収録頁

(＊＊)〔C 案〕あるいは〔D 案〕のいずれかが当日、委員会配布

(1) 「統計法要綱案」(〔原案〕)と第 1 回委員会

委員会議事録によれば、統計委員会官制、統計委員会議事規則(案)などとともに、「統計法要綱案」(〔原案〕)が第 1 回統計委員会で配布されている。〔原案〕の起草者が一体誰であるかは定かではないが、山中四郎内閣事務官を中心に、統計制度改善に関する委員会からの委員長補佐であり統計委員会で事務局長を勤めることになる美濃部亮吉(注3)、さらには河合三良が、『改善案』の答申内容に沿った形で戦前期の統計法規の条文等を参照しつつ条文化を試みたものと考えられる。

委員会議事録によれば、第 1 回統計委員会での統計要綱案審議としては、まず川島孝彦委員からの統計制度改革についての意見表明が行われた。しかし川島の報告に対して委員会で論議が交わされたかどうかについては何の記録も残されていない。『改善案』には中央統計局という呼称こそ用いられているものの、統計機構の在り方としては各省の統計組織との並列という分散型統計機構を採用するという方針の下に答申はまとめ上げられていた。この点を考慮するなら、一国の統計機構を完全に中央統計局に集中する一極集中型の表明である川島構想に各委員から賛同の意思表明があり議論が沸騰したとは考え難い。

ところで、第 1 回委員会の開催当日に事務局より配布されたと議事録に記されている「統計法要綱案」(〔原案〕)については、なぜか『再建史』(第Ⅱ篇)には収録されていない。後に紹介する第 2 回以降の委員会記録では、会議での法案審議の結果、条文に対する修正が決定された場合、その決定事項が委員会議事録に列記されている。第 1 回委員会の法案審議に関しては、「川島委員より意見の開陳の後各委員より文書を提出し小委員(美濃部委員、川島委員、森田委員)により原案を作成することに決定」と記載されているだけである。なお、各委員からの提出文書は第 2 回委員会で配布されていることから、このうちの「各委員より文書を提出し」という部分は、当日の会議で文書が提出されたのではなく、後日、作成、提出するとの決定を意味する。

委員会議事録によれば、12 月 27 日に経済安定本部次長室で開催された第 1 回委員会には、来日中の米国統計使節団長 S.A.ライス、副団長 P.スタップ、総司令部調査統計部長ロスも同席し

ている。会議ではライス団長からの挨拶の他、委員長の選任などもあり、また同日夕刻には使節団の来日歓迎会も予定されていたことから、法案の実質審議にさほどまとまった時間は割くことができなかったものと思われる。また会議には賓客も同席しており、〔原案〕の逐条検討は殆ど行われなかった結果、特定の条項の修正に関する委員会決定もなされなかったものと考えられる。

その結果この会議では、当日配布された〔原案〕を各委員がそれぞれ持ち帰り、その修正提案も含め各委員の法要綱原案を次回の委員会までに文書で事務局に提出すること、および美濃部、川島、それに森田の 3 名の小委員に第 2 回委員会に向けての事務局案の作成を委ねることが決定されたのである。

（2）〔原案〕と委員提出文書

第 1 回委員会で配布された〔原案〕は、第 2 回委員会で各委員が文書で提出することに法要綱原案、さらには小委員がいわば事務局案として作成する「統計法要綱案」〔A 案〕ないしその修正案〔B 案〕の内容に少なからず影響を及ぼしたものと考えられる。そこでまず最初に、この〔原案〕がそもそもどのような内容構成を持つ案であったかを概観しておくことにしよう。

委員会議事録の配布文書記録によれば、新年の休暇明けの最初の金曜日である 10 日に開かれた第 2 回委員会には、〔A 案〕と〔B 案〕さらには、中山伊知郎、近藤康男、有澤廣巳、高橋正雄、森田優三、川島孝彦の各委員（中山委員は当日欠席）が提出した法要綱原案等の文書が配布された。もっとも、これらの文書は委員会の開催に先立って各委員が個々に事務局に提出[注4]しており、大屋も指摘しているように、事務局ではそれらに一部依拠しつつ第 2 回委員会配布用の事務局案〔A 案〕を作成している〔大屋(6) 72 頁（註）参照〕。

各委員から提出されたこれらの文書の中に、第 1 回委員会で配布された〔原案〕の条文構成あるいは条文の内容をさぐる手掛りがいくつか含まれている。例えば、森田が提出した「統計法要綱案修正案」（1 月 6 日付け）（以下、「森田案」と略称）は、他の委員からの提出文書と異なり、〔原案〕の条文の配列順序についての修正提案が中心となっている。また中山による 15 の条項からなる「統計法原案」の末尾に、「以上項目の配列は森田委員案による。」と注記されている。このことから、〔原案〕のいくつかの条文については、「森田案」を介することによって、中山案からそのおよその内容を類推することができる。

〔原案〕の条文構成を探る上で最も有効な情報を含んでいるのが、川島が提出した「統計法要綱案に対する意見」（1 月 6 日付け）（以下、「意見書」と略称）である。これは、〔原案〕の多くの条文について、いわば逐条的にかなり詳細な修正意見を表明したものであることから、〔原案〕で条文として明記されている点、あるいはそこに盛り込まれていない内容等に関する推論を行うことができる。

ところで、『再建史』（第Ⅱ篇）には、作成者も文書日付も記されていない文書が「統計法案」として収録されている〔(5) 22～24 頁〕。この法案の冒頭の条文は、条文番号のみで条文本体は空欄となっている。「森田案」で「統計法要綱案」として取り上げられている〔原案〕にも第 1 条に相当するものが欠落している。有澤も提出文書（以下、「有澤案」と略称）の中で、「法律上からはどういうことになるか分からないが、やはり統計法の目的を掲げる必要がありはしないか。」と述べていることから、第 1 回委員会で配布された〔原案〕には第 1 条が欠落していたと考えられる。

第 1 条が欠けていることを理由にこの「統計法案」を〔原案〕とみることができないであろうか。その答えは否である。その第 1 の理由は、形式的な表現の問題ではあるが、この文書の表題が「統

計法案」となっており、「統計法要綱案」とは異なることである。第2の理由としては、条文数の違いが挙げられる。すなわち、「森田案」に＜原案＞として紹介されている法律案は、全体が 12 の条文から構成されている。これに対してこの「統計法案」は、本来は附則にあたるその第 19 を除外しても全体が18の条文からなっており、条文の数にかなりの違いが見られる。そして第3の理由は、これが最も決定的な点であるが、川島の「意見書」に紹介されている条文番号及び条文内容がこの「統計法案」のそれらと全く不整合である点である。

それではこの「統計法案」なるものは、一体いかなる性格の文書なのであろうか。法律案の本文が 18 の条文から構成されているが、これは〔A 案〕や〔B 案〕の条文数 15 をかなり上回っている。条文数の点から「統計法案」は、これらの法案とはやや系譜を異にするものと考えられる。さらに、各条文の表記形式が、法律案というよりはそれを作成するための事前のメモに近い性格のものであるように見受けられる。この意味で『再建史』(第Ⅱ篇)に本稿の呼称でいう〔B 案〕と〔C 案〕という2つの「統計法要綱案」の間に収録、配置されているこの「統計法案」は、むしろ第 2 回委員会で各委員が提出した法律原案に近い性格のものであるように思われる。

論点がやや脇道にそれてしまった。〔原案〕の内容構成に話を戻そう。「森田案」は、第 1 条から第 7 条までが(一)重要統計調査に関する規定、第 8、第 9 条が(二)統計委員会に関する規定、第 10 条から第 12 条が(三)統計職員に関する規定、そして第 13 条が(四)経費に関する規定となっている。これらに続いて(五)罰則、(六)経過規定が配置されており、第 1 条から第 13 条については、それぞれ〔原案〕の対応する条文番号が付されている。

「森田案」の(五)罰則、(六)経過規定には〔原案〕の対応する条文番号は記載されていない。このことは、〔原案〕が罰則規定並びに法律の附則にあたる諸規定を条文としては備えていなかったことを意味する。また〔原案〕にはその第1が欠落しており、法案全体が第2から第13の合計12か条からなる。なお、冒頭の第 1 については、「有澤案」も指摘しているように、「法の目的」を書き込む場所を予め確保しておくというのが、〔原案〕の起草者の意図であったものと思われる。

(3)〔原案〕の条文構成

以下、〔原案〕第2から第13の各条文について、主として川島「意見書」を参考にその主たる内容を推測してみよう。

＜〔原案〕第2＞

〔原案〕第2は、統計委員会の設置規定であると考えられる。このため「森田案」ではこの条文は、重要統計関連の諸規定の後ろに第8条として移されている。ちなみに「森田案」の配列順を参考に配置された「中山案」では統計委員会の設置規定は、

第8. 統計調査の改善統一をはかるために最高の機関として統計委員会をおく。
統計委員会に関する規定は本法の外勅令で定める。

と表記されている。

ところで、この〔原案〕第2の規定について川島は、「意見書」の中で、「統計委員会設置の目的を唯、漠然と統計調査の改善、向上を図る為めとだけ規定するのは不可である。」として、その規定の不十分性を批判している〔(5) 10 頁)〕。

この指摘からだけでは、川島が統計委員会の設置目的に統計制度そのものの改善発達も含めることを想定していたとは必ずしも断定できない。しかし川島はこの他にも統計委員会の組織並びに権限について、それが各調査機関に関する統計調整に全責任を負うこと、

委員会の構成並びに職権の範囲について変更の容易な官制ではなく法律の中に書き込む必要があること、調査の実施に先立ち調査票、調査期日、調査方法等の統計委員会に提出させること及び統計上必要な場合には調査の実施に際して必要な命令を発し得ることを条文に持ち込む必要があることを強調している〔(5) 10 頁〕。

このような統計委員会に対する川島の立場は、その後統計委員会に関わる条文内容が、当初のものから大幅に転換することになる点を考え合わせると、極めて興味深いものがある。

＜〔原案〕第 3＞

重要統計に関する規定とされる〔原案〕第 3 は、本文、第 2 項、第 3 項の 3 つの条項からからなる。このうち本文（第 1 項）は、重要統計の定義に関わる条項であったものと考えられる。なぜなら、これについて森田は、「政府は人口、産業、経済、労働等国勢に関する重要統計の資料蒐集の必要あるときは本法に基いて調査を行うことができる。」との修正を提案しているからである。

〔原案〕第 3 の第 2 項は、「統計法」に重要統計作成の根拠法規としての性格を付与する条項であったと考えられる。なお第 2 項そのものについては、森田も川島も特に言及はしていないが、例えば「中山案」にある

第1. 政府及公共団体が、人口、労働、産業、経済等国勢に関する重要統計の蒐集調査を行ふ場合は、本法による。

といったような内容の規定が配置されていたのではないであろうか。なお森田は、この第 2 項の次に、「人口に関する国勢調査は各 5 ヵ年毎に 1 回行はねばならない。」という条項を追加すべきであるとの修正提案を行っている。

ところで川島は、〔原案〕第 3 の第 3 項に先立って、統計委員会による重要統計の承認事項として、〔原案〕に列記されていない事項に加え、調査票の様式、集計製表の方法及び製表完了予定日、調査員の概数、試験調査の有無、反復調査か否か等を追加すること、さらに統計委員会は統計調査改善のための修正、改廃命令を調査機関に対して発し得る旨の規定を設けたいという提案を行っている〔(5) 11 頁〕。この承認事項に関する規定が〔原案〕第 3 のどの部分に記載されていたかは判然としないが、この部分に例えば「中山案」にいう

第9. 政府又は公共団体が重要統計調査を行ふ場合には下の各項について統計委員会の承認を要する。

一、調査の目的、事項、期日及方法

二、担当機関及経費概要

三、集計結果の公表方法、様式及予定時期

に類した規定が挿入されていたという可能性は否定できない。

〔原案〕第 3 の第 3 項は、統計委員会による重要統計以外の例えば公共団体や民間団体それに個人が実施する調査の承認並びにそれに関わる報告義務規定であったと考えられる。なぜなら、川島がこの点に関して「意見書」の中で、公共団体は自らの立法権において、また民間団体及び個人が実施する調査について、単に統計委員会が承認しただけで直ちに申告義務を課すのは適当でないとして、「公共団体、民間団体及び私人の統計調査に対して、統計委員会が承認した場合、夫れに法的強制力を持たせると言ふ規定（第 3 の第 3 項）は不可である。」〔(5) 11 頁〕とコメントしているからである。また第 3 項がいわゆる重要統

計以外のより広範な調査を想定した規定であったことは、同じく川島の、民間人を調査対象とする統計調査について、期日、調査事項、調査の方法、調査票等の重要な事項については勅令に定めるべきである〔(5) 11 頁〕との主張によっても裏付けられる。

<〔原案〕第 4>

この条文は、条文第 3 に規定された重要統計の作成に関わる地方自治体等の職員の立入り調査権を規定したものである。これについて川島は、本条中の「当該官吏」は意味漠然としているので、「直接調査に従事する職員及び之を監督する職員」とより明確な形で規定し直す必要があると述べている〔(5) 11 頁〕。

「直接調査に従事する職員及び之を監督する職員」という表現からだけではこの条文が果たして調査従事者の立入り調査権と守秘義務のいずれを規定したものであるか判然としない。しかしこの条文の記述について川島が、「身分を示す証票を携帯するのみならず、先づ之を提示する義務あることを規定すべき」〔(5) 11 頁〕との修正提案を行っていることから、この条文が立入り調査権（実地調査）を規定したものであったことがわかる。さらに川島は、この権限の行使を重要統計だけに限定するのでなく、法律に基づく全ての調査に適用すべきとの指摘も行っている。

<〔原案〕第 5>

〔原案〕第 5 の第 1 項は統計委員会の統計調整業務について規定したものである。この条文は「森田案」では統計委員会の設置規定（第 8 条）に続く第 9 条として配置されている。それは内容的には、次に記す「中山案」の第 10 がそれにほぼ対応していたものと思われる。

> 10. 統計委員会は重要統計調査の完遂に責任がある。従ってこれについて下の如き措置をとることが出来る。
>
> 一、政府各機関及公共団体に対して重要統計調査の企画及び実施を指示すること。
>
> 二、政府公共団体、民間団体又は個人に対して重要統計に関する資料又は報告を提出せしめ、或は報告を公表せしめること。
>
> 三、政府又は公共団体の行ふ重要統計調査の事務を監査し、必要があれば適当な修正を加へる。

ほぼこのような内容を持っていたと考えられる〔原案〕第 5 に対して川島は次のような見解を表明している。

まず第 1 項については、「中山案」に見られる「統計の改善、向上の為の必要があると認めたときは」という字句が不要であること。また第一号での「指示」という表記は「命令」に、「重要統計調査」は「統計調査」へと変更し、さらに〔原案〕で「関係各庁又はその他のもの」を「政府各機関、公共団体、民間団体又は個人」と明確に規定し直すべきであること。また〔原案〕第三号で「その他のものの行ふ重要統計調査」と表記されていた部分は「公共団体又は民間に命じて実施させた統計調査」に変更し、監査結果については「内閣総理大臣に報告する」のではなく、単に「監査する」だけで十分である、というのがそれである。

「意見書」における川島の「（第 5 の－引用者）第 2 項は経費関係の事で･･･」〔(5) 12 頁〕との指摘から、この条文の第 2 項が、重要統計調査の実施に関る経費の政府負担に関する規定であったことがわかる。なお「森田案」は、〔原案〕第 5 の第 2 項を第 5（条）から切り離し、独立の条文（第 13 条）としている。

ところで「意見書」の中で川島は、〔原案〕第 5 の規定全体について「資源調査法の規定を採った様であるが、その為め専制的、軍国調の表現が濃く感じられ」ることから、その表現を工夫すべきであるとしている〔(5) 12 頁〕。同法の該当する条文が、「当該官吏又ハ吏員ハ人的及物的資源ノ統制運用計画ノ設定及遂行ニ必要ナル資源調査ノ為必要ネル場所ニ立入リ、検査ヲ為シ、調査資料ニ提供を求メ又ハ関係者ニ対シ質問ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニハ其ノ証票ヲ携帯スベシ」(第 2 条) であると考えられること、さらに「森田案」が〔原案〕第 5 の第 3 項の一部を官吏の立入り調査権を規定した第 2 条に、また残りについては後述するように、調査従事者の守秘義務を規定した第 12 条にそれぞれ分離配置するという修正案を提起していることを併せ考慮すれば、第 3 項は、恐らく官吏以外の統計調査従事者の立入り調査権並びに守秘義務を規定したものであったと考えることができる。

＜〔原案〕第 6＞

〔原案〕第 6 は、統計関係職員の資格に関する規定である。統計関係職員の在り方について川島は、その任命を特定の有資格者だけに限定するのは現状では時期尚早であるとして難色を示す一方、統計関係職員についての不本意な転任に対する歯止め措置を条文に明記する必要があるとしている〔(5) 12 頁〕。

＜〔原案〕第7＞

〔原案〕第 7 に関して川島は「意見書」の中で、「最近中央官庁直属のフィールド･スタッフの制度が米国側によって示唆されている」こともあり、これだけを法律に掲げるのは不適当である〔(5) 12 頁〕と指摘している。これから推察すると、この条文は、統計調査職員及び統計調査員の配置に関わる規定であったと考えられる。

＜〔原案〕第 8＞

「森田案」では、〔原案〕第 8 は、第 5 の第 3 項の一部と統合し、第 12 条の統計職員に関する規定として配置し直されている。これについては、「統計資料実地調査ニ関スル調査」や「資源調査法」にもみられる統計職員に関する規定として、調査事務従事に関わる守秘義務を規定したものと考えることができる。ちなみに「中山案」ではその第 14 に、

> 統計関係職員又はその職にあったものは職務上知ったことを勝手に使ったり、故なく他にもらしたりしてはならない。

と規定されている。

＜〔原案〕第 9＞

〔原案〕第 9 は、重要統計調査関連の規定として「森田案」では第 5 条に配置されているが、この条文が統計調査資料の統計目的外使用禁止規定であることは、川島の「例示的に犯罪捜査、課税、労働争議調停等の資料に使用しない旨を書いて申告事業について、秘密確保の原則を強調したい」〔(3) 12 頁〕という指摘からも明らかである。なお川島はこの規定については、「統計資料実地調査ニ関スル調査」の第 2 条「実地調査ニ依リテ蒐集シタル個個ノ資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス」の表現の方がむしろより適切であるとも指摘している〔(5) 12 頁〕。

＜〔原案〕第 10、第 11＞

〔原案〕の第10と第11はいずれも重要統計に関する規定であり、「森田案」では前者は第3条、後者は第 4 条として配置されている。一方、川島は条文番号を特に明示はしてはいないものの、「意見書」の中で、「被調査者の申告の義務及び調査の妨害防止に関する規定は具体的に詳細

に規定を要する。・・・・」、「調査の妨害に関聯しては、他の調査機関が便乗的に過重の附帯調査を命ずる事、統計事務以外の事務系統の命令服従関係から調査の進行を阻害する命令を発する事等をも、例示的に禁止することが必要」〔(5) 13 頁〕と指摘していることから、〔原案〕第 10 には被調査者者の申告義務が、また第 11 には調査妨害防止が規定されていたと考えられる。

＜〔原案〕第 12＞

〔原案〕第 12 は、調査実施者に対する調査結果の公表義務を規定したものである。なお、これには、公表義務の免除についての但書きが併規定されていたと考えられ、その点について川島は、公表原則の重要性に鑑み、調査の結果を公表しないことについての責任の所在を明確にするために、この但書きの部分を「統計委員会が特に指令したものは公表の限りでない」と改めるべきであるとしている〔(5) 13 頁〕。

＜〔原案〕第 13＞

最後の条文である〔原案〕の第 13 は、その内容を推測するのに最も手がかりとなる情報の乏しい条文である。この条文は、「森田案」が重要統計に関する規定として調査結果の公表を定めた〔原案〕第 12（「森田案」では第 6 条）の後に第 7 条として配置されている。なお川島は、〔原案〕第 12 に対するコメントに続けて「法律に規定せず、勅令その他の法令にその規定を委任する条文に就ては、勅令かそれ以下かを明確に書くべきである。・・・」と述べているが、これはその内容からして〔原案〕第 13 に関するものではなく、〔原案〕で提示された各条文全体に関わるコメントと見るべきであろう。

すでに述べたように「意見書」では、重要統計の実施の際の統計委員会への事前申告と承認事項について、〔原案〕第 2 と第 3 の第 3 項の間に承認を要する事項の追加提案としてコメントが記載されている。しかし、重要統計の定義と「統計法」を重要統計の根拠法規とする規定という全く性格の異なる内容規定が、〔原案〕において例えば第 1 項という単一の項の中に一括表記されているとは考えにくい。この点を考慮すれば、これらの事項に対しては、それぞれ第 1 項と第 2 項が充てられていたと考える方がむしろより自然であろう。

第 2 回委員会で配布された「統計法要綱案」〔A案〕、「要綱案修正案」〔B案〕、さらには各委員が提出した文書中の重要統計に関する規定を通覧しても、例えば〔A案〕に第 6 として盛り込まれている重要統計の実施に際しての承認事項以外には、これに該当しそうな適当な条文内容は見当たらない。

> 第 6. 重要統計に関する調査を行はうとするときは、その調査の責任者は下の各項についてあらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。
>
> 一. 調査の責任者、目的、事項、範囲、期日及び方法
>
> 二. 調査の集計事項及び結果の公表方法及び期日
>
> 三. 調査票及び報告書の保存期間及び責任者
>
> 四. その他統計委員会が必要と認めた事項
>
> 前項の承認事項を変更するときは統計委員会の承認を得なければならない。

このようなことから考えれば、〔原案〕の第 13 は、重要統計調査の企画に関わる調査実施者の届出義務並びに統計委員会の承認に関わる事項を規定していたものではないだろうか。

ところで、〔原案〕に盛り込まれた条文内容の中には、「国勢調査ニ関スル法律」、「統計資料実地調査ニ関スル法律」そして「資源調査法」のいわゆる「統計三法」の規定を修正継承する形で盛り込まれたものも少なくない。表2は、この点も含め、〔原案〕の各条文の主な内容と考えられるもの

を整理したものである。

表2 「統計法要綱案」(〔原案〕)の条文構成

〔原案〕	条文項目群	項目内容	統計三法
第 2(*)	統計委員会	統計委員会設置	
第 3	重要統計	定義	
第 2 項	重要統計	根拠法規	
第 3 項(*)	重要統計	重要統計以外の調査の承認	
第 4(*)	重要統計	官吏の立入り調査権	(資源)2 条
第 5(*)	統計委員会	委員会の任務、権限	
一号	統計委員会	重要統計の企画実施の指示	
二号	統計委員会	調査実施者からの報告請求	
三号	統計委員会	重要統計に関する事務の監査	
第 2 項	経費	調査経費	(国勢)2 条
第 3 項(*)	重要統計	民間従事者の立入り調査権	
	統計職員	民間従事者の守秘義務	(実地)3 条
第 6(*)	統計職員	統計従事者の資格	
第 7(*)	統計職員	統計職員配置	
第 8	統計職員	調査従事者の守秘義務	(実地)3 条、(資源)7 条
第 9(*)	重要統計	目的外使用禁止	(実地)2 条
第 10	重要統計	申告義務	(実地)4 条、(資源)1、5 条
第 11	重要統計	調査妨害禁止	(実地)5 条、(資源)6 条
第 12(*)	重要統計	結果公表	
第 13	重要統計	[重要統計調査計画の承認事項]	(実地)1 条、(資源)1 条

(脚注1)〔原案〕の条文番号に付した(＊)は、川島の「意見書」において逐条説明として具体的に言及されているもの。

(脚注2)統計三法については、「国勢調査ニ関スル法律」を(国勢)、「統計資料実地調査ニ関スル法律」を(実地)、「資源調査法」を(資源)とそれぞれ略記した。

表2からもわかるように〔原案〕は、調査の実施に関して多くの条文を統計三法から継承する一方、統計新時代を象徴する調査結果についての「公表規定」さらにはわが国の統計行政の中心的機関としての統計委員会の組織と権限を新たに加える形で全体構成され提案されたものであった。

1月 10 日に開催された第2回委員会に文書を提出した各委員は、その作成にあたって前回の委員会で配布された〔原案〕に多少なりとも目を通す機会はあったはずである。しかし、実際に提出された文書の中で〔原案〕との関係を明示的に読み取れるのは、森田、川島など一部の委員から提出された文書に限られる。

〔原案〕に対して最も本格的な対応をみせた川島は、〔原案〕として提示された条文内容を精査し、その半数近くの条文について上に見たような具体的な対案を含めた一連の改善案を提出している。さらに川島は、これらの逐条コメントに加え、本来条文として明記すべきにもかかわらず〔原案〕では漏れている以下のような事項を条文に盛り込むべきであると「意見書」の中で提案している〔(5) 13～15 頁〕。

①統計法を統計に関する基本法規とする規定

②統計に従事する職員の身分の保証

③統計委員会が承認した調査への承認記号等の付与（それによる義務的、任意的調査の区別）

④国勢調査の 5 年毎定期実施及び臨時調査の実施規定

⑤統計委員会への調査改廃権限の付与

⑥統計委員会が承認した調査についての、実施経費等の統制権限、中央と地方の間での経費負担の決定権限の統計委員会への付与

⑦調査方式に変更がない場合には調査経費が削減されないとの規定

⑧統計原表の謄写を有料公布できるとする規定

これらの追加提案の中で彼は、国勢調査の定期実施や調査経費の保証あるいは統計従事者の身分保障といった統計作成に直接あるいはその実施要員の地位に関わる諸要件を統計基本法規の条文として掲げる必要があることを強調している。ここには、内閣統計局長川島孝彦という彼の立場が強く投影されている。後に見るように、これらの追加提案の中には、その後の法案審議で改めて取上げられ、法案に盛り込まれることになる事項も一部含まれている。

また、上述の〔原案〕第 2 に対する彼のコメントと基本的に同根のものと考えられるが、「意見書」は、重要統計調査も含め（政府）統計全般を対象にしたその改廃や委員会が承認した調査の実施に関わる経費の統制や負担配分等の権限を統計委員会に付与すべきであるとしている。この点は、一見、教授グループ以上に強力な権限を統計委員会に期待しているように見受けられる。しかしそれと同時に他方で川島が、「総じて本案（〔原案〕―引用者）には、統計委員会が権力を振ふ方面のみが規定され、各調査機関の調査の向上、発達ために世話を焼く方面の規定が少」ない〔(5) 14 頁〕と主張していることの中には、統計調査実施機関の責任者としての本音が垣間見える。それはともかくとして、統計委員会の権限をめぐる川島のこのような主張は、あくまでも「統計調整に全責任を負う機関」としての彼の位置づけのいわば演繹的帰結であり、そこには、例えば体系のとれた統計の構築といったより基底的な統計行政の目的設定は、必ずしも明確に意識されてはいなかった。このため、上記⑤の統計委員会の調査改廃権限についても、それは必ずしも鳥瞰的な視野からの調査企画権限が統計委員会の諸権限の中心機能として位置づけられたものではなかった。

（4） 第2回委員会での法案審議と条文の修正

委員会議事録には、各委員からの提出文書の他に、「統計法要綱案（事務局案）」と同改定案が配布されたとの記録がある。なお、下記の審議結果についての記録を条文と照合した結果、この改定案は同会議での審議結果に基づき事務局案を修正したものではなく、法規上の表現こそ異なるものの、内容的には事務局案に酷似している。このためここでは事務局案を〔A 案〕、同改定案を〔B 案〕とした。

〔B 案〕を誰が、何の目的で作成したかについては、何の説明も残されていない。同じ会議に同一の案件に関して二種類の資料が配布されるのはやや異常であるが、1 月 10 日の第 2 回委員会では、これら 2 つの案に基づき、委員会としては初めて本格的な法案審議が行われた。それぞれの結論に至る審議経過は明らかではないが、議論の結果、次の 7 点について条文の修正を行うこととし、この審議結果に基づき事務局で案文を整え法制局に提示するように決した。

①本法の目的を具体的に示すこと

②国勢調査という語を入れること

③経費の見積りを承認事項に加えること

④第 7 の 3、事務監査の結果その改善案を当該統計調査の責任者に勧告すること

⑤実地調査の権能を制限し、秘密保持を厳密に規定すること

⑥統計関係職員のある程度の身分保障を規定すること

⑦経費の国庫負担は少なくとも一部分は必ず負担することに改める

〔①〕〔A 案〕で初めて法案に目的条項が、基本的資料整備のための統計制度並びに統計調査の改善発達、という内容を持つ条文として盛り込まれた。この条文表記をめぐって委員会でどのような論議が行われたかは明らかではないが、審議の結果、「目的を具体的に示す」べきであるとの結論がだされた。これを受けて委員会事務局では、統計の整備、真実性の確保、調査重複の排除、国民の負担軽減を「統計の整備発達」のための具体的な政策手段として条文に明記するという対応をとった。第 2 回委員会での審議結果による修正法案(〔C 案〕)を作成する時点で、『改善案』において統計再建の中核組織として位置づけられていた統計委員会を中心とする「統計制度」の改善発達という要素が、いとも簡単に条文から削除されてしまったのである。

〔②〕 委員会当日配布された〔A、B 案〕では条文第 3 中に「人口調査」と表記されていた。委員会決定②を受けて、この表記が「国勢調査」と書き改められた(条文第 4)。

〔③〕 委員会での審議の結果、重要統計についての統計委員会の承認事項として、「経費の見積り」を追加することになった。この点に関しては、〔A、B 案〕では第 6 の第四号で「その他統計委員会が必要と認めた事項」と記載されていたが、決定③を受けて〔C 案〕では「その他」の前に「経費の概算」が加筆されている。

〔④〕 第 7 の第 3 項で監査の結果の取り扱いについて〔A 案〕では「改善意見を内閣総理大臣に具申」とその処置を総理大臣に委ねていたが、決定④を受けて〔C 案〕では「その結果改善の必要ありと認めるときは意見を内閣総理大臣に具申し又は調査責任者に対しその改善につき勧告すること」(第 10 の第 3 項)と改め、統計委員会のより積極的な関与が条文に盛り込まれた。

〔⑤〕 重要統計調査の職務従事者の立入り調査権を規定した〔A、B 案〕の第 9 では、質問あるいは提供を求める資料の種類については具体的に特定されていなかった。この条文が強制力の執行を伴う内容を持つことから、決定⑤により〔C 案〕の該当条項である第 13 では、調査権の行使者を重要統計の調査業務に従事する官庁職員に限定し、また権限行使の対象となる質問事項についても、「あらかじめ統計委員会の承認を得た事項」に限ってそれを認めるという二重の制限が加えられている。さらに、秘密保持原則をより厳密に規定するために、〔C 案〕第 16 の第 2 項に職務上統計上の秘密に接触する立場にある公務員(退職者も含む)に対する守秘義務条項が新たに追加された。

〔⑥〕 統計関係職員の身分保証については〔原案〕には何らの規定もなされておらず、これについては川島の「意見書」にその設置の必要性が指摘されていたことは既に見た。川島の指摘にもかかわらず〔A、B 案〕には盛り込まれていなかったこの規定が、委員会での審議の結果、決定⑥により〔C 案〕に第 12 として追加された。

〔⑦〕 重要統計調査の実施に関係して政府以外のものが支出した経費の国庫による負担については、すでに〔A、B 案〕で「全部又は一部を国庫が負担することができる」とされていた。委員会での決定にもかかわらず、経費負担条項については、ほぼ旧案のままの形で〔C 案〕に継承された。

ところで、〔A、B 案〕と〔C 案〕の各条文を比較対照してみると、委員会議事録には何の言及がないにもかかわらず、いくつかの大きな変更が法案に加えられていることが分かる。

その一は、第 6 の工業的発明に関わる申告義務免除規定である。これについては、「専制的、軍国調の表現」〔(5) 12 頁〕の統計法規とされる「資源調査法」においてさえも類似規定(注5)がすでに存在する。このことから、「工業的発明にかかりその他特殊業務上の秘密に属する事項」等についてそれを申告義務の対象に含めることが適当でないとの判断し、これを適用除外扱いとすることになったものと考えられる。

第 2 の条文の追加は、第 7 の報告義務者の代理人に対する申告義務の賦課規定である。これについては、ほぼ同じ内容の規定が「資源調査法」第4条(注 6)にあることから、これを採用したものと考えられる。

これら追加された2つの条文のうちの前者は、報告者の秘密保護という観点から統計調査において報告を求める情報種類に申告義務の適用除外を設けるものであり、また後者は、申告義務の遺漏なき遂行のための措置を調査実施者の立場から規定したものである。実査における統計原単位情報の獲得に関して、前者は「国民の負担の軽減」、後者はある意味では「統計の真実性」の確保という側面からそれを規定したものといえる。特に前者の例外規定は、獲得した統計原単位情報に対してその秘密を保護するという対応ではなく、獲得対象となる情報そのものに申告義務の適用対象外となる情報の存在を認めるもので、統計調査そのものに対する明確な方針の転換を表明したものである。このような重大な方針変更あるいは政策決定であったにもかかわらず、この点については議事録では一切触れられていない。統計委員会側では、先行法規に当該条項に相当する条文があることから、敢えて審議決定事項として議事録に留めるまでもないという判断だったのであろうか。

第 3 の追加修正は、〔A、B 案〕第 5 の統計委員会の設置を規定した第 1 項の加筆修正である。すなわち、第 2 回の委員会審議結果を踏まえて作成された〔D 案〕では、それを「内閣」に設置する旨が条文の中に明記されたのである。この変更は、統計委員会を内閣内に置くことで、その権限発揮の条件を担保するものとして注目される。

〔C 案〕で追加されたもうひとつの条項は罰則規定である。これについては、条文の番号そのものは〔A、B 案〕にもすでに第15として適用該当条文と共に記載されていることから、具体的な量刑の大きさと共にここではじめて具体的に条文の形で規定されたものである。

いずれにせよ、これらの修正点も加えた〔C 案〕が第 3 回委員会に提出され、法案審議は更に継続される。

（5） 第3回委員会での法案審議と条文の修正

『再建史』(第Ⅱ篇)の 27～30 頁には、〔C 案〕と昭和 22 年 1 月 20 日付の統計委員会事務局作成の「統計法要綱案」(〔E 案〕)の間に、日付も作成者も記載されていない「統計法要綱案」が収録されている。

この要綱案は〔C 案〕にその内容が酷似していることから、両者はほぼ同時期に作成されたものと考えられる。強いていえばこの要綱案の方が法律案としては〔C 案〕よりは完成度が高く、また秘密保持条項の中に第 2 項として新たに追加された公表期日以前の漏洩禁止規定は、後に第 3 回委員会での法案審議結果を踏まえて作成される〔E 案〕にほぼそのままの形態で継承されている。これらの理由から本稿では、『再建史』(第Ⅱ篇)の配列順に従い、この要綱案を〔C 案〕の後に作成された〔D 案〕とした。

1 月 17 日の第 3 回委員会には〔C 案〕あるいは〔D 案〕のいずれかが事務局より提出され、それ

に基づいて法案の逐条審議が行われた。審議の結果、提案された法案に対して、以下の10項目にわたる修正を加えることが決定された。

①第2、「国民にとって重要なる統計」の語を入れる

②第4、国勢調査の定義を「全国民についての人口その他に関する調査」とする

③第4、第3項に「国勢調査について必要な事項は命令で定めることができる」を入れる

④第5、虚偽の申告及び申告の忌避の条文を簡略にしたこと

⑤第8、「本法の目的を達成するために」を「本法を施行するために」と改正

⑥第9、第1項各号の承認事項の変更を統計委員会が求め得る項を附加する

⑦第10の三号の「業務の監査」を「実施の状況を監査」と改正

⑧統計関係職員の資格については統計官という職名を設ける

⑨第18、有償で頒布する項を削除

⑩第19、国庫は予算の範囲内で経費の全部又は一部を負担することに改正

〔①〕 決定①を受けて事務局がその後に作成する〔E 案〕には、重要統計の定義を規定した第 2 条に、「国民生活にとって重要な統計」という文言が新たに追加された。

〔②、③〕 まず②については、「政府が全国民について行う人口その他に関する調査（以下これを国勢調査という）」という表現で国勢調査の定義が〔E 案〕の第 4 条の中に盛り込まれた。

この他に第 4 条については、決定③により、第 2 項として「国勢調査について必要な事項は、命令でこれを定めることができる。」という規定が追加された。これは、国勢調査の実施規則の根拠となる規定である。これによって、国勢調査が重要統計調査の中でも特別な地位にある調査であることが一層際立つことになった。

〔④〕 決定④による条文第5の変更については、旧規定で「何人も」と表記されていた部分が、〔E 案〕第 5 条では「申告義務者」に、また「義務がある」となっていた箇所が「しなければならない」、と条文の適用対象者をより厳密に特定する一方、義務規定の表現がやや間接的なものへと改められた。

〔⑤〕 第 8 条については⑤により、「本法の目的を達成するために」を「本法を施行するために」と書き改められた。

〔⑥〕 第9条の重要統計調査の企画の承認に関しては、⑥により「第1項各号に掲げる事項について、変更の必要があると認めたときは、統計委員会は、調査実施者にその変更を求めることができる。」という統計委員会による変更要求権が追加的に盛り込まれた。

〔⑦〕 委員会審議の結果、決定⑦により、〔D 案〕中の「重要統計調査の事務を監査し」という部分が、〔E 案〕では「重要統計調査の実施の情況を監査し」と変更された。

〔⑧〕 ⑧については、〔E 案〕の第 11 条第 1 項に「重要統計調査に関する事務に従事する官吏は、統計官たる者を以てこれに充てる。」として、「統計官」という職名が新たに追加された。

〔⑨〕 重要統計についての調査結果の有償頒布は、公表の具体的方法として〔A案〕以来一貫して公表規定に掲げられてきた。第 3 回委員会での法案審議の結果、〔D 案〕第 18 の第 2 項として設けられていた規定は、決定⑨に従って〔E 案〕の公表規定である第 17 条から削除された。条文からの削除という委員会決定の根拠は定かではないが、有償頒布か否かという公表データの具体的な提供方法までも基本法規に盛り込むのは必ずしも適当ではないとの判断が委員会にあったものと推察される。

ところで川島は「意見書」の中で、結果の公表に関して、「政府は手数料を徴して統計原表の謄

写を申請者に交付するを得る規定を設けたい」〔(5) 14 頁〕とも述べている。この主張は、その後のデータ提供をめぐる世界の動きの中で捉えた場合、「統計原表」といういわば中間集計データの提供に道をひらくという意味で、結果の公表をより広範囲のものとして捉えていたものとして興味深い。

〔⑩〕 政府以外のものによる調査の実施に関わる経費の支出について、〔D 案〕までは一貫して「負担することができる」と規定されていた。第 3 回委員会ではこの点についての大幅な方針転換が行われ、〔E 案〕では「負担する」として、政府にその負担を義務づける形に書き改められた。

法案審議の結果を受けたこれらの法案修正の中には、第 2 条、第 4 条そして第 5 条のように規定内容をより具体的なものとするための主として条文表記に関わる加筆修正が見られる一方で、⑤や⑦のように制定される基本法規の根幹に関わる変更も見られる。特に、法案における統計委員会の性格の修正として注目されるのが、〔D案〕第 8 条中の「本法の目的を達成するため」を〔E案〕で「本法を施行するため」という変更⑤である。この変更には、実は第 2 回委員会の審議結果に基づく目的条項(第1条)の変更がその伏線となっている。すなわち、〔A案〕の目的条項が統計行政の究極的な達成目標を意識したものであったが、第 2 回の決定を受けて作成された〔C案〕では、この点についてすでに統計行政の課題を「具体的」に列挙した形に書き改められていた。そのため統計委員会の設置も、「法の目的」という迂遠な課題に取り組むための組織としてではなく、第 1 条の中に「具体的」に掲げた「行政課題」遂行のためのいわば「法施行型」の組織という側面が前面に出てくることになる。

また同委員会の権限についても、〔C、D 案〕と〔E 案〕の間で委員会の統計行政との関わりに微妙な変化が認められる。すなわち、第10条第1項第三号で「重要統計調査の事務を監査し」〔C、D案〕と規定されていたものを〔E 案〕で「重要統計調査の実施状況を監査し」へ変更することによって、統計委員会による監査権限の行使対象がより直接的に「調査の実施」と関係付けられることになった。

ところで、第 3 回委員会での法案審議結果を反映させて事務局が作成したとされる〔E 案〕を〔C案〕あるいは〔D 案〕と対照させてみると、上記の 10 項目にわたる委員会での決定事項には挙げられていない、まさに法の性格の根幹に関わると思われるいくつかの本質的変更が〔E 案〕の作成過程でいくつか加えられていることがわかる。

その一が統計委員会の設置規定に関わる変更である。同委員会の設置条項において、〔D案〕に至るまで一貫して維持されてきた「内閣総理大臣を統計委員会の会長とする」との条文が、〔E案〕から削除され統計委員会官制へと移されている。内閣総理大臣が実際に委員会の会長として組織を主宰するかどうかはともかく、同委員会を総理大臣直属の組織として法律そのものの中に位置づけることによって将来の制度改革も含めた長期的な制度展望の中で有効な「政治力」を確保するというのが、そもそも『改善案』における教授グループの基本構想であった。その意味でこの規定は、『改善案』に記された構想実現にとっての「政治的」な拠りどころを象徴的に表現したものであった。一国の法体系の在り方としては、組織の設置規定の具体的事項を官制に委ねる方がむしろ自然であろう。その意味で統計委員会の設置規定に関しては、〔D案〕までがどちらかといえば戦後のわが国の政治力学的な特殊歴史性を引きずっていたとみる方がむしろ正しいのかもしれない。いずれにせよ、総理大臣による権威付けによって他の行政機関や政治その他の外部勢力に抗するという点では、その組織上の支えを法律の条文の中に明記するのと官制にそれを委ねるのとでは「法体系上の重みが異なる」〔大屋(6) 78 頁〕。

法案の審議結果として議事録に記載されていないもう一つの変更が、統計委員会の権限を規定した第 10 条の変更である。〔C案、D案〕では第 10 条第 1 項二号が、統計委員会が関係各庁等に対し「重要統計に関する企画の提出、企画の変更、調査の実施又は中止、調査結果の公表」を求めると規定していた。一方〔E案〕では、「重要統計調査の実施又は中止」を求める、としてこれ以外の権限が全て削除されている。

これら削除された事項のうち「結果の公表」については、別途第 17 条に公表規定が配置されていることからそれとの重複を排除するという単なる条文構成上の措置であると考えることができる。これに対して調査「企画の提出」並びにその「変更」は、『改善案』で統計委員会に当初期待されていた行使権限のまさに中核部分にあたり、各省庁から提出される調査企画に対し、省益を超えた大局的視点から予算制約の中でバランスの取れた一国の統計の全体構成を実現するには、提出される調査企画を単に受動的に審査するだけでなく、自ら調査企画を各省庁に対して提示することが必要とされる。そういった意味では第二号からの「企画」の削除は、『改善案』以来曲がりなりにも維持されてきた法の基本視点そのものの大転換であるといえる。この点について大屋は、〔B 案〕と〔E 案〕の逐条比較によって、両者の間に、統計委員会の権限発揮の根拠となる「政治力」の条文表記上の取り扱い、同委員会の権限行使の根幹を関わる部分、さらには法の目的規定そのものについて、本質的ともいえる違いがあることを明らかにするとともに、「統計法要綱案」は、昭和 22 年 1 月 10 日の第 2 回統計委員会と 1 月 20 日の第4回委員会の間に法の基本的性格の一大転換が行われたと結論づけている〔大屋(6) 80 頁〕。

法の根幹部分についてのこのような転換を行うことに関して、委員会で審議が行われたのかどうか、またもし行われたとすればそれは一体どのようなものであったかについての具体的な記録は残されていない。いずれにせよ、委員会の決定事項として議事録に留めるような合意が得られなかったのは事実であろう。〔E 案〕が、「統計法」の制定過程において特別な位置にある法案であることを考えるなら、議事録に記載されていない上記の2つの条文修正は、決してその取り扱いを事務局に一任できるような、単なる条文表記上の字句修正などではなかったはずである。

（6）「統計法要綱案」に対するスタップのコメントとそれに基づく修正提案

日本の戦後統計の在り方については、占領統治という面から連合軍総司令部も強い関心を寄せてきた。民主的な統計制度を構築するための助言者として、J.ライスを団長とする米国統計使節団を二度にわたって派遣したのもそれへの感心の高さを物語る。「統計法」についても、それが精度の高い統計の確保を通じて占領政策の遂行にとって重要な意味を持つことから、制定の動きについては委員の高橋などを通じて司令部に逐次報告されていたものと想像される。統計委員会で審議中の「統計法要綱案」については、〔D 案〕として一応の形が整えられた時点で事務局によって翻訳文書が作成され、米国統計使節団として来日中の P.スタップ（米国予算局統計基準部次長）に提出された。

同氏の「統計法要綱案」（〔D 案〕）に対するコメントは、1 月 24 日に開かれた第 4 回委員会で高橋より紹介されている。この会議には、第 3 回委員会での審議を踏まえて修正された〔E 案〕、「統計法要綱案」に関するスタップの意見書（以下、「スタップ意見書」）、それにこの「スタップ意見書」での指摘を受けて委員会事務局側で作成した「統計法要綱案改正案」（〔F案〕）の3つの関係資料が提出された。

提出された「スタップ意見書」は、概評と各条文に関する意見の 2 つの部分からなる。このうちま

ず「概評」の中でスタップは、「統計法要綱案」に国勢調査の実施規定が盛り込まれている点に注目し、「統計法」の基本法規としての性格を一層鮮明にするためにも、このような個別調査の実施に関わる規定はむしろ特別法に委ねるべきであると強く指摘している。その他にも彼は、統計委員会が特別法の規定内容の変更権限を有すること、秘密保護との関連で報告者に対する秘密保護を保障する規定を設けることにより統計として公表しうる有用な資料の範囲を不当に制限しないようすべきこと、また統計委員会が個々の統計をいずれの機関に作成させるかの決定権限を有するといった一連のコメントを行っている〔(5) 15～16 頁〕。

また〔D 案〕に対する逐条意見の部分でのスタップのコメントは、概略次のようなものであった。なお、「スタップ意見書」は〔D 案〕に基いて作成されたが、委員会事務局ではその後作成した〔E 案〕の条文番号によって「統計法要綱案改正案」(〔F案〕)を作成したために、その条文表記は「スタップ意見書」に記載されているものと一部異なる。

〔第 1 条〕 つりあいのとれた統計制度の円滑な発達を計る(図る－引用者)ことが強調されるべきである。

〔第 2 条〕 重要統計の対象分野を列記した〔D 案〕での重要統計の定義が狭すぎ、「統計委員会によって重要であり、かつ、本法の規定によるものであると指示され、公表(公示－引用者)されるすべての社会および経済統計」とすべきである。

〔第 3 条〕 統計委員会が「統計制度の計画、促進(発展－引用者)、統制および調整について白紙の権限を与えられるべき」ことを条文化すべきである。

〔第 4 条〕 なぜこのセンサス(国勢調査－引用者)の実施及び実施の周期だけが条文として盛り込まれているのか。むしろすべての調査及びセンサスがつりあいのとれた体系(統計体系－引用者)の部分を構成するのであり、調査の実施周期も含め統計委員会がその決定権限を持つように規定すべきである。

〔第 5 条〕 (言及なし)

〔第 6 条(〔E 案〕第 7 条)〕 申告義務の免除規定に関して、統計調査の実施に際して、不適当な質問がなされないように統計委員会が判断すべきことであり、報告に抜け穴となるような規定を設けるべきではない。

〔第 7 条(〔E 案〕第 6 条)〕 (言及なし)

〔第 8 条〕 統計委員会の設置規定だけではなく、委員会の目的、任務、権限、その組織および機能につき一般規定があるべきである。

〔第 9 条〕 重要統計調査の企画の承認に関して、承認を要する項目については統計法要綱案(〔D 案〕―引用者)の内容で適当である。

〔第 10～13 条、第 14 条(〔E 案〕には該当条文なし)〕 これらの条文の内容は、すべての統計に適用されるべきである。

〔第 15 条(〔E 案〕第 14 条)〕 統計調査員の配置について、中央政府における配置という意味では適当である。

〔第 16 条(〔E 案〕第 15 条)〕 政府職員による個票情報の濫用防止という意味での規定であれば適当であるが、全体的な意味がやや不明確である。

〔第 17 条(〔E 案〕第 16 条)〕 (言及なし)

〔第 18 条(〔E 案〕第 17 条)〕(注7) 「公表しないためには、統計委員会の承認を得なければならない」という「統計法要綱案」(〔D 案〕―引用者)第 18 の第 1 項の内容については、「どの程度にくわしく調査を公表すべきかを決定する権限を委員会に与える。」という意味では理解できる。

〔第 19 条(〔E 案〕第 18 条)〕 (言及なし)

〔第 20～22 条(〔E 案〕には規定なし)〕 罰則規定については罪の軽重につりあいが取れていない。特に第

20 条（申告の忌避等の行為）に対する罰則が軽すぎる。

「統計法要綱案」改正案（〔F 案〕）は、第 4 回委員会の開催に間に合わすべく事務局側で作成したものである。従ってそこに記された修正点は、「スタップ意見書」という形で示された米国統計使節団の見解に対する委員会事務局としての一応の対応を示すものである。そこで、「意見書」での指摘点が〔F 案〕にどのように反映されているかをまず見ておくことにしよう。

まず、法案の中心概念であり多数の条文に登場する「重要統計」についての大きな修正点から見ておこう。〔F 案〕ではそれまでの要綱案で一貫して採用されていた「重要統計」という表記に代えて初めて「指定統計」という表記が採用された。これには、スタップによる「事項を列記し、その結果、脱落を生じたり、あるいは、すくなくとも不確実さを生じたりするよりは「統計委員会によって重要であり、かつ、本法の規定によるものであると指示され、公表されるすべての社会および経済統計」とした方が良いとの指摘〔(5) 16～17 頁〕を受けたものと推察される。制定する統計基本法規の適用対象となる統計を、「国民生活にとって重要な統計」あるいは統計分野を列挙することによる曖昧な定義から「純粋に統計行政上の手続き規定としての定義」〔森(11) 234 頁〕へと転換させ、法案作成作業に立ちはだかっていたひとつの壁を打破する契機となったという意味で、スタップの助言は、統計委員会の法案審議を推進する上で極めて有効であった。

次に、スタップによる逐条コメントに対する委員会事務局の対応について見てみよう。

＜第 1 条について＞

〔E案〕第 1 条の法の目的規定のうち、「以て統計の整備発達を図る」という部分が、「統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図る」と改められた。スタップの指摘によってここで初めて目的規定の中に「統計体系」という表現が登場するが、この点は、〔A 案〕での「国勢に関する基本的資料を整備」しという言葉では十分に表現し切れていなかった統計行政の本来的目標を簡明且つ適切に表現したものといえよう。

この他にも第 1 条では、「統計の整備発達」と表記されていた部分が、「統計制度の改善発達」へと書き改められている。当初〔A 案〕で「統計制度及び統計調査の改善発達を図る」とされていながら、その後の要綱案からは「統計制度」の文言が脱落していたことから、この点についてもスタップの「意見書」を契機に、部分的に当初案へ復帰していることがわかる。

＜第 2 条について＞

第 2 条については、重要統計の範囲が狭すぎであるとのスタップの指摘を受け、「人口、産業、金融、労働等」の部分が、〔F 案〕では「社会、経済及び文化」と個別分野からより包括的な分野を列挙する形に改められている。

＜第 3 条について＞

重要統計調査に関する必要事項の決定権限を定めた〔E案〕第 3 条第 2 項では、指定統計についての必要事項の制定権限の主体が「統計委員会」にあることが条文上に明示された。しかしこれは、「スタップ意見書」の中で提案されていた「統計制度の計画、促進（発展－引用者）、統制および調整について白紙の権限をあたえらるべき」というコメントからすれば、いかにも慎ましやかな対応である。

＜第 4 条について＞

統計委員会が提出した「統計法要綱案」（〔D 案〕）に対してスタップが最も強く難色を表明したのが、第 4 条として盛り込まれていた国勢調査に関する規定である。国勢調査が重要な統計であるとはいえ、統計調査という意味では他のセンサスと同様個別調査に過ぎ

ない。このような個別調査に関する規定を条文として盛り込むことが、「統計法」の統計基本法規としての性格を結果的に曖昧にしてしまう、というのが彼の批判の論拠であった。事務局ではこのようなスタッフの意見を受け入れ、〔F 案〕で第 4 条を全面削除している。

＜第 6 条（〔E 案〕第 7 条〕について＞

「資源調査法」から借用してきたこの規定内容についてスタッフは、むしろ調査項目の審査面でこの種の調査が行われないよう配慮することで対処すべきことであり、この種の規定の設置は申告義務規定そのものを弱体化させることになると批判している。委員会事務局では彼のこのような主張を全面的に受け入れ、申告義務の適用除外規定を削除している。なお、これに伴い、〔E 案〕で臨検検査として調査実施者の立入り調査権を規定していた第 13 中の「第 7 条に定める場合を除き」という文言についても、該当条項の削除に伴って削除された。

＜第 8 条について＞

統計委員会の目的、任務、権限、その組織や機能についての一般規定を条文に盛り込むべきとのスタッフのコメントについて事務局では、法案には特別に反映させず、統計委員会官制の方で対応することにした（注 8）。

＜第 9 条について＞

スタッフは、重要（指定）統計調査の企画の承認に関わる第 9 条については、委員会側の提案（〔D 案〕）をそのまま了承している。

＜第 10～13 条、第 14 条（〔E 案〕には〔D 案〕の第 14 条に該当する条文なし）について＞

統計委員会が米国統計使節団に示した〔D 案〕では、統計委員会の権限を規定した第 10 条第 1 項第一号の資料又は報告請求権を除き、上記の各条文（第 10 条第 1 項の他の各号並びに第 12～14 条）については、その適用が重要（指定）統計調査だけに限定されていた。これに対してスタッフは、第 10 条の全ての規定さらには第 11～14 条の統計関係職員等に関する規定を、重要（指定）統計以外の全ての（政府）統計に適用すべきであると指摘した。彼の指摘に対して委員会事務局では、指摘された点は個々の関係条文の中には反映させず、新たに条文を立て、第 9 条第 1 項の各号に掲げた事項について重要（指定）統計調査以外の調査に対してその統計委員会への届出義務を調査実施者に課すことで対応することにした。

＜第 15 条（〔E 案〕第 14 条）について＞

事務局ではスタッフが委員会側の提案を原則了承したものとみなして、特に対応はしていない。

＜第 16 条（〔E 案〕第 15 条）について＞

第 16 条第 1 項について「全体的な意味がやや不明確である。」とのスタッフの指摘を受け、個人、法人、組合の「秘密に属する事項」と、守秘すべき情報をより具体的に規定し直した。

＜第 18 条（〔E 案〕第 17 条）＞

第 18 条第 1 項中の「これを公表しないためには、統計委員会の承認を得なければならない」という文言をスタッフは、「公表の範囲についての統計委員会の決定権限」と理解し、それに賛意を示している。委員会事務局ではこの点に関する追加的な説明は敢えて行わず、了解が得られたものとして、条文の手直しは特には行っていない。

＜第 20～22 条（〔E 案〕には規定なし）＞

〔D 案〕の罰則規定について、スタップから「罰則規定については罪の軽重につりあいが取れていない。特に第 20 条（申告の忌避等の行為）に対する罰則が軽すぎる。」との批判を受けたことについて、事務局ではそれへの対応を本委員会に委ねるとの判断から、〔F 案〕では特に対応は行っていない。

以上、スタップの「意見書」で指摘された事項についての委員会事務局側の対応を、スタップに示した〔D 案〕と事務局による修正案〔F 案〕とを対比させながら見てきた。そこでは一方で、第 4 条や第 6 条の削除に典型的に見られるように、多くの条文で「意見書」の指摘に対応する方向での条文修正が行われた。これらについて、少なくとも委員会事務局は、「意見書」に表明された米国統計使節団の意向に沿った対応を示している。

その一方で、委員会事務局側が強く反対の意思表示を示している部分が見られるのもこの〔F 案〕の極めて興味深い点である。第 8 条では「統計委員会の目的、任務、権限、その組織や機能についての一般規定を条文に盛り込」べきとのスタップの要請は完全に無視され、また第 3 条でも「白紙の権限」と言うには程遠い形でその内容がいわばアリバイ的に条文に盛り込まれている。また統計委員会の承認権限や統計従事者に関する諸規定を重要（指定）統計以外にも拡張適用すべきとの指示に対しても、調査計画の届出規定に限定した形での対応となっている。

このように委員会事務局は、米国統計使節団から示された指示に対して一定の明確な意思表示をしていることがわかる。このような事務局側での第一次対応の適否を含め、本格的な審議は、1 月 24 日の第 4 回委員会での論議に委ねられる。

（7）第4回委員会での法案審議による法案修正

第 4 回委員会では、第 3 回委員会における審議を受けて作成された〔E 案〕と「スタップ意見書」を参考にして委員会事務局が事前に作成した〔F 案〕という二種類の法案検討資料に基いて審議が行われた。委員会議事録によれば、第 4 回委員会での審議の結果、これらの案に対して、結局、以下のような修正が加えられることになった。

①第 2 条、人口、産業、金融、労働等の例示を改めること

②第 4 条の国勢調査に関する規定についてのスタップ氏のコメントに基づき、この規定を残置することに決定

③第 5 条に申告義務、発生の規定を入れること

④第 7 条を削除

⑤第 10 条として一定範囲の統計調査の届出の規定を加えること

⑥第 11 条に資格のないものが調査を行い得る例外規定を挿入すること

委員会議事録に記載されている上記 6 点に対応する各条項の修正状況を、同委員会の審議結果に基づき作成された〔G 案〕から読み取ってみよう。

〔①〕第 2 条について委員会事務局は、当初〔E 案〕として提案する予定であった重要統計調査の範囲設定についてよりもさらに広範な分野設定として「社会、経済及び文化に関し、国民生活にとって重要な統計で」と表記した〔F 案〕も同時にこの委員会にかけた。審議の結果、指定統計の分野を列記した部分がすべて削除され、統計委員会による「指定」と「公示」という手続きだけからなる規定へと改められた。

〔②〕委員会議事録には「スタップ氏のコメントに基づき、この規定（第 4 条－引用者）を残置」と記されている。恣意的かどうかはともかく、これは明らかに事実に反する。な

ぜなら、統計基本法規として制定を目指している法案に国勢調査という個別調査に関する条文を含めることに最も強い難色を示していたのがスタップ当人であったからである。

当日、委員会でどのような論議が行われたかその詳細は明らかでない。国勢調査規定の残置は、むしろ統計委員会側の強い意志によるものである(注9)。それを敢えてわざわざ「スタップ氏のコメントに基づき」とまで議事録に記すことには、委員会側の政治的意図のようなものさえ感じる。

〔③〕議事録に記載された第5条の申告義務に関する決定の意味がいまひとつ判然としない。〔E案〕(〔F案〕は〔E案〕をそのまま継承)第5条の内容は、〔D案〕までは「統計の真実性」として〔A案〕(おそらくは〔原案〕も含めて)以来殆ど修正もなく維持されてきたものであるが、〔G案〕で、次のようにかなり大幅な手直しが加えられている。

修正点の第1として、それまで一貫して調査客体に対して申告の義務を掲げていたものが、〔G案〕ではそれが調査実施者が調査客体に対して「申告を命じる」という調査実施者の調査権限の形に書き改められている。さらに、「申告の忌避」禁止規定(第2項)それに「調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為」の禁止規定(第3項)がこの条文から削除されている。後述するように、第2項並びに第3項については新たに整備された罰則規定の中に該当規定が盛り込まれたことから、ここでは申告命令権限を規定しておくだけでよいとの判断から削除されたものと考えられる。

〔④〕スタップの助言に従い第7条の申告義務の免除規定を削除するとの事務局案が委員会でも承認され、〔G案〕では削除された。

〔⑤〕スタップの意見を受けて、指定統計調査以外の統計調査の届出に関する第9条(注10)を追加条項として法案に盛り込むという事務局の提案がそのまま委員会でも承認され、第9条「統計調査の届出」として〔G案〕に盛り込まれることになった。

〔⑥〕統計関係職員の資格等を規定した第11条に有資格者でない者も調査への従事を可とする規定を設けるとの委員会決定を受けて、〔G案〕では第10条第1項第四号として、「指定統計調査のうち、第11条に規定する者以外の者が従事することができるものを定めること。」という条項が追加された。これは「スタップ意見書」にはない委員会独自の判断による修正であるが、その意図はいまひとつ判然としない。

また、第4回委員会での審議結果を踏まえて作成される〔G案〕と〔E案〕あるいは〔F案〕を比較対照することで、議事録には記載されていない次のようないくつかの追加修正が行われていることがわかる。

そのひとつが、罰則規定である。これについては、統計委員会がスタップに示した〔D案〕の第20～22(条)に対して、「スタップ意見書」が違反行為に対する罰の軽重についての非整合性を指摘していた。委員会事務局では、これに対して独自の案を事前に準備することは特にせず、その判断を委員会本会議に委ねたことから、第4回委員会では、罰則規定の見直しも議題として取り上げられた。その結果、〔E案〕の第5条で申告義務として規定されていた申告義務者の義務不履行並びに調査結果を真実に反するものたらしめる行為の禁止規定が、〔G案〕では罰則の形でそれぞれ第19条第1項の第三、四号として規定されている。同様に、統計委員会委員その他指定統計調査従事者等の守秘義務を規定していた第15条第2項、第3項については、〔G案〕では別途罰則条項を設け、第20条第1項として規定し直されている。

ところで、委員会議事録には記載されてはいないが、〔G 案〕には、「統計法」の基本的性格に関わると考えられる2つの注目すべき修正箇所がある。

ひとつは、統計委員会の権限を規定した第 10 条の第 1 項第二号に、指定統計調査に加え「その他の統計調査」についてもその「変更若しくは中止」を求める権限が明記されたことである。スタップの要請に対して委員会事務局案では統計委員会への届出事項の規定を指定統計以外の調査に設置することで対応したが、上記追加は、スタップの要請に部分的に応えようとの意図で行われたものと見ることができる。

もうひとつは、統計委員会の指定統計承認権限を規定した第 8 条（〔E 案〕では第 9 条）の見出しが、「重要統計調査の企画の承認」から「指定統計調査の承認」へと修正された点である。第 3 回委員会（1 月 17 日）から第 4 回委員会（1 月 24 日）の間に作成された〔E 案〕で、統計委員会の権限規定に大きな修正が加えられたことはすでに見た。〔G 案〕第 8 条の見出しからの「企画」の文字の削除は、〔E 案〕によって統計委員会がすでに企画権限を喪失したことから、同委員会の承認事項には指定統計調査の「企画」の部分は含まれないということなのであろう。なお、この点に関連して大屋は、「統計制度改善案（『改善案』ー引用者）では漠然と、そしてライス・レポートとスタップのコメントでは明確に位置づけられていた企画機能と調整機能とをもつ中央統制機構としての統計委員会から、企画機能を実質的に切り落として、委員会の機能、権限につき「疑義をのこさないよう」にさえしている。実に見事な換骨奪胎の仕上げである。」〔大屋(6) 86 頁〕と評している。

調査の企画権限が統計委員会に帰属するかどうかは、分散型統計制度の下では個々の政府統計機関にとっては統計自主権を左右する本質的問題である。統計委員会の権限、とりわけ調査の企画権限については、各省庁も自らの統計権益とからめて、時には連合軍総司令部の原局をも巻き込む形で委員会事務局に対して様々な働きかけがあったものと思われる。

第4回委員会での法案審議では、国勢調査規定を削除するとの事務局提案は覆された。しかし、それ以外の条項については、事務局による「スタップ意見書」への対応が、ほぼ提案通りの形で承認され、その結果は〔G 案〕の中に反映された。このことは、「スタップ意見書」という形で表明された米国統計使節団の指摘も、主として〔D 案〕から〔E 案〕にかけて水面下で進行た一連の動きに対抗する力としては、その効力を発揮できなかったし、また他方で教授グループの側にもそれによって事態に対処するという明確な意思もなかったことを意味する。

なお、スタップは提出文書の末尾に、「法制局作成の法案、議会提出前に当方提出のこと」と注記している。これは、米国統計使節団が法案のその後の審議についても強い関心を示す言葉として興味深い。なお、統計委員会が、その後第 5 回委員会の審議を経て得た委員会としての成案（〔H 案〕）について、改めて使節団側に意見を聴取したかどうかについては、委員会の記録は何も残されていない。

（8）第 5 回委員会での審議結果と「統計法要綱案」の決定

委員会事務局では、第4回委員会での審議結果を踏まえ「統計法要綱案」（〔G 案〕）を作成し、1 月 31 日の第 5 回委員会に提出した。委員会議事録によれば、この日の会議での法案審議の結果、以下の 6 点についてさらに修正を加えることが決定された。

①第 2 条の例示を削除すること。

②第 3 条の「此の法律の規定に拘らず」は法の性格を明確たらしめるために必要であること。

③第 6 条の協力規定は削除し、第 14 条の「申告義務を・・」を削除する。

④第 8 条第 1 項六号「経費の概算」は大蔵省愛知臨時委員より了解あり。

⑤第 9 条の届出の事項は第 8 条第 1 項の承認事項中第一号のみとすること。

⑥第 24 条に「統計委員会が認めた場合に限り」を挿入すること。

このような委員会決定に基づき、〔G 案〕に次のような修正が加えられる。

〔①〕 第 2 条の指定統計の分野の例示についてはすでに〔G 案〕で削除済みである。従って、この点についての指摘は、議事録の誤記ではないかと思われる。

〔②〕 決定②に従い〔H 案〕では、第 3 条の規定の中に「他の法律の規定にかかわらず」という文言が新たに追加されている。

〔③〕 決定③の前半の「第 6 条の協力規定は削除し」に該当するのは、〔G 案〕第 6 条として規定されていた申告者の代理人規定であると考えられる。ただし、この規定内容については、〔H 案〕では、申告義務条項である第 5 条の中に第 2 項として再録されている。

また③の後半部分に述べられている第 14 条の変更については、議事録の指摘通り、〔H 案〕では第 13 条の臨検調査規定から申告、義務を伴う」の文言が削除されている。なお、この修正は、第 5 条ですでに申告義務を課しているため重複適用を排除するための措置であると思われる。

〔⑤〕 ここでいう第 9 条は、「スタップ意見書」で指摘を受けて委員会事務局側が設けた指定統計以外の統計調査についての調査計画に関わる事項の統計委員会への届出義務を調査実施者に課したものである。〔G 案〕第 9 条で「第 8 条第 1 項各号」に規定された事項が届出の対象とされていたが、第 5 回委員会での決定により、〔H 案〕では第 7 条第1項第一号に規定された事項（調査の目的、事項、範囲、期日及び方法）だけを届出事項とするように改められた。これは、統計委員会の権限のもう一段の縮小を意味する。

〔⑥〕 決定⑥は、法律の施行に伴う経過措置に関するものである。これについては、〔G 案〕第 24 条に対して、〔H 案〕では第 23 条に「統計委員会が認めた場合に限り」という文言が追加され、特例経過措置の適用への統計委員会の関与が明示的に書き込まれた。

なお、この他に委員会議事録に記載されていない法案修正として、指定統計調査の承認に関わる第 7 条第 1 項に「調査の事務に従事する者の資格」について調査実施者は統計委員会の承認を要する旨の規定が〔H 案〕では追加されている。〔G 案〕に加えられたこれ以外の変更は単なる条文表記に関わる形式的な手直しである。

以上、第 5 回委員会での審議結果を受けて行われた法案の修正について見てきた。ここでそれまでの一連の動きとの関連で注目されるのは、決定⑤である。これについては、もともとスタップが、統計委員会の権限強化の意味も含めて、統計基本法規の適用を指定統計に限局するのではなく、他の政府及び地方自治体が実施する統計調査にも適用することを強く示唆していたものである。米国統計使節団側からのこのような指示に対する委員会事務局側の対応は、それを指定統計調査の承認事項として〔F 案〕第 9 条（〔G 案〕では第 8 条）第 1 項の各号に掲げる事項のみの届出として処理していたことはすでに見た。第 5 回委員会でのこの決定は、統計委員会の機能並びに権限を一定の枠内に封じ込めるという、この間どちらかといえば委員会本会議とは独自に、いわば水面下で進行してきた一連の動きが、その最終局面において水面上に顔をのぞかせたものといえる。

以上のような経過を経て、統計委員会としての最終法案である〔H 案〕が作成される。

（9）委員会決定後の法案修正

委員会議事録によれば、2 月 7 日に開催された第 6 回委員会には、事務局作成の「統計法要綱案」(2 月 6 日付け)が配布されている。また『再建史』(第Ⅱ篇)には、2 月 3 日付けの要綱案と国会提出の法案が収録されている〔(5) 44～51 頁〕。本稿ではこれらを、作成時点の順序に従い、〔I 案〕、〔J 案〕、〔K 案〕とした。

第 5 回委員会以降に作成されたこれら 3 つの案には、委員会での法案審議を経て作り上げられた成案である〔H 案〕とは微妙に表現が異なる条文がいくつか含まれている。委員会としての法案の最終決定後に、なぜさらにこのような追加的修正が加えられたのであろうか。これは、おそらく法制局との折衝の過程で修正が求められ、事務局がそれに対応したことによるものと考えられる。

〔H 案〕以降の条文修正の大半は単なる条文表記上の修正という技術的なものであるが、法案の内容に関わる修正も全くないわけではない。さいごに、これらのうちで内容にわたる修正と思われるものを以下に列記しておくことにしよう。

〔イ〕国会提出用の最終法案(〔K 案〕)第 2 条の指定統計の定義の中で初めて、「政府若しくは公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計」として、それが政府、公共団体が作成する統計であるという指定統計作成主体に関する規定が盛り込まれた。さらにこの追加条項の後段には、指定統計調査の委託作成を内容とする文言が新たに書き加えられたが、受託者については、「その他のもの」と規定されているだけで、その資格等については特に記されていない。今日、承認統計等で広範に行われている統計作成業務の民間委託とも解釈できるこの文言が、どのような目的のために一体いかなる経緯で「統計法案」に追加されたのかについての記録は残されていない。この点に関しては、統計委員会は、少なくとも委員会としては関与していない。

〔ロ〕国勢調査に関する第 4 条については、この調査ついても他の調査と同じく指定統計調査のひとつとして、他の調査と同様、統計委員会委員会による「指定」と「公示」という過程を経なければならないことが、〔K 案〕に条文として明記された。

〔ハ〕第 6 条の統計委員会の設置について、その設置目的並びにこの機関を内閣に置くという規定が、最終的に〔K 案〕で削除された。

〔二〕統計委員会の権限を規定した第 9 条について、〔K 案〕の第 1 項の規定から権限行使の根拠を与えていた「この法律の目的を達成するため」という箇所が削除された。

〔ホ〕指定統計の調査事務に従事できる統計事務職員を規定した第 10 条については、〔G 案〕で統計官以外の者の従事を認めた条文が一旦削除された。これについては〔I 案〕で再度復活し、最終案である〔K 案〕でも継承されている。

〔ヘ〕「臨検検査」としていた第 13 条の立入り調査権規定は、最終的に〔K 案〕で「実地調査」と改められた。ちなみにこの「実地調査」という用語は、いわゆる統計三法のひとつ「統計資料実地調査ニ関スル法律」において、実査という意味で用いられているものである。またこの権限を統計調査員にも準用するという同条第 2 項の規定は、〔K 案〕で削除された。

これらの条文修正の中で、特に法案の根幹に関係するとおもわれるのが〔ハ〕と〔ニ〕である。

このうちまず〔ハ〕については、統計委員会の設置条項である第 6 条第 1 項中の設置目的に関して、第 3 回の委員会審議を受けて書き改められた〔E 案〕でそれまでの「本法の目的を達成するため・・・」という部分が、「本法を施行するため・・・」に変更されたことはすでに見た。〔K 案〕ではこ

の「法施行のため」という目的さえも削除された。一方、委員会の組織に関わる部分については、統計委員会の設置条項の第 2 項を根拠に組織官制に委ねられ、〔C 案〕以降、「内閣に置く」と条文に明記されていた。この点も、〔K 案〕で削除された。その組織そのものを内閣に置くことも、最終的には認められなかったのである。

統計委員会が、当初『改善案』で構想されていたような様々な権限を有効に行使しうるためのひとつの要件が、その「政治力」を担保するはずの組織も含めた設置規定であった。この権限行使をもうひとつの側面から支える論理が、法の目的の達成という大義名分である。第 1 条の目的規定が法案の制定過程で変質したとはいえ、権限の行使を法の目的として掲げた諸課題と連携させるという点で、〔ニ〕に記した第 8 条の当該箇所は単なるお題目以上の意味を持っていたように思われる。

それが削除されたことで、権限の目的との関係が希薄化し、統計委員会の権限行使が目的遂行に不可欠な政策手段としてではなく、単に法論理という限りで統計委員会に付与された権限の行使という認識を、委員会自体に対してもまた権限行使の対象となる諸機関にも与えることになる。

むすび

本稿では、わが国の戦後の統計並びに統計制度再建を法的に根拠づけるものとして昭和 22 年に制定された「統計法」の基本的性格を明らかにするために、統計制度改善に関する委員会答申(『改善案』)から国会に上程される最終法案に至る「統計法要綱案」の変遷について、主として条文の修正面から検討してきた。

本文でもすでに述べたように、制定さるべき法律は、もともとの再建構想からすれば、『改善案』に謳われたわが国の統計(統計制度)再建の基本方針を法律条文の形に翻訳するものでなければならなかった。川島の「意見書」の表現を俟つまでもなく、それを統計行政の基本法規として制定することが、統計委員会の各委員の共通認識であったはずである。このような認識の下に、法案の策定作業が、統計委員会を舞台に展開される。

第 1 回統計委員会に法案の原案として提出された「統計法要綱案」(〔原案〕)については、記録として残されておらず、その詳細な内容は明らかでない。そこで本稿第2節では、この点に関して、他の関係資料からその条文構成を可能な範囲で復元してみた。その結果、この〔原案〕が、統計調査の実査面で「申告義務や立入調査権、さらには調査票の目的外使用禁止や調査従事者の守秘義務といった秘密保護規定」を戦前のいわゆる「統計三法」から継承する一方で、「公表規定さらには統計調整に関わる種々の権限・義務規定、統計調整も含めた統計行政全体の遂行の担い手となる統計機構、要員等に関する諸規定」〔森(11) 74～75 頁〕を新規に盛り込む形で構成されていたことがほぼ明らかになった。

統計の再建を政府から要請された大内兵衛を中心とする教授グループは、まず統計制度の中核的組織として、既存の行政組織の実務の論理を超越した見地から個々の統計の改善だけでなく統計制度そのものの改善をも提案できる超権力組織として統計委員会を設置し、その権限の行使の中で統計の再建を果たすという、いわば二段階方式を構想していた。各省庁に対して統計委員会が実効ある形で権限を行使できるためには、通常の行政の論理を

超えた「政治力」が求められる。当初、内閣総理大臣を会長とする内閣直属の機関として統計委員会を設置するとされていたのも、それを担保するための政治的仕組みに他ならなかった。しかし現実には、このような構想の下に『改善案』の各事項を法律条文へと変換するという法案編成作業は、彼らが正規の推進役であったにもかかわらず、事前シナリオ通りに進行したわけでは必ずしもなかった。

法律案として次第に形が整っていく中で、当初の基本構想は、その後幾度かにわたって軌道修正を余儀なくされることになる。当初、高らかに謳われていた統計の企画に関わる統計委員会の諸権限に対してはいつの間にかタガがはめられ、さらにその枠は次第に絞り込まれた。このような法案のもともとの基本構想からの方向転換は、本文でも見たように、その多くのケースが委員会における法案審議の結果とは無関係に、次回の会議のために準備される改定案での条文修正として行われたものである。なお、この点について、統計委員会の委員自身、方針の転換として自覚していたかどうかは定かではない。

他方で、方向転換は、統計委員会の権限行使のための政治的仕組みの面でも行われた。川島の事前の警告にもかかわらず、委員会の組織規定は、他の行政機関と同様、官制に委ねることで法案からは削ぎ落とされ、最終法案では、ついにその組織そのものも内閣からも弾き出されたのである。その意味では、統計委員会という組織を待ち受けるその後の運命の契機は、実は「統計法」の成立過程の中にすでに根ざしていたといえるかもしれない。

統計基本法規のいわば背骨にあたる統計委員会の組織並びにその機能の修正は、制定される「統計法」をどのようなものに変質させ、そのことはわが国の統計並びに統計制度に何をもたらし、またそれらは何を失ったのであろうか。

川島の「統計制度改革案」が投げかけた波紋の広がりが、戦後の統計再建論議の本格開始のひとつの契機となったのは事実である。しかし、大内を中心とする教授グループは、「これを一挙に実現するにはいろいろな障碍がある。そこで、これを他日に期し、今のところ、内閣に置く統計委員会をして新日本において作成すべき統計はもちろんそれの実施機関についての具体案を立案せしめ、その実施の成果に応じて制度の完備を期するのが適当」〔(4) 257 頁〕として、当面分散型統計機構を前提にした統計の再建を図りながら同時並行的にその将来の在り方についても統計委員会の場で検討するという現実路線を選択した。一方は、一刻を争う緊急の課題であり、他方はその長期的最適化を求める上での必要事項であった。その意味では、教授グループは、いわば二兎を追求したのである。

個別利害からは自由で日常的な行政事務に追われることのない教授グループが、長期的視点から日本の統計の在り方に関心を寄せていたことは想像に難くない。このため、『改善案』を直接受ける形で作成された〔原案〕にはこの側面が色濃く反映されていたと考えられる。それは、「総じて本案には、統計委員会が権力を振ふ方面のみが規定され」〔(5) 14 頁〕と川島にさえ言わせるような基調の法律案であったと考えられる。

他方、二兎のうちのもう一方への対処は、統計の再建がわが国の政府にとってもまた連合軍総司令部の占領政策にとっても緊急の課題であり、集権型か分散型かといういわば統計の永遠の課題の決着を待つだけの時間的余裕はなかった。それぞれの行政課題に必要な統計数字を確保する業務体制の構築こそが、政府それに行政にとっての最大の関心事項であった。それは同時に他方で、分散型統計システムの制度化という省庁の組織論理とも整合的なものであった。

法案の制定過程における統計委員会の諸規定の当初の構想からの変質、後退は、国家存亡

の緊急事態に対処するための当面の目標としての統計再建という方向性が、その緊急性並びに現実的必要性の両面で、制度の長期最適化に優先したことの反映でもあった。

このような経過を経て成立した「統計法」の条文構成をみると、統計委員会を分散型統計機構における統計調整機関として位置づけ、指定統計という一国の統計体系の中で特に重要な位置を占める統計の調査過程について、真実性の確保の観点から、被調査者、調査従事者（統計調査員を含む）、統計作成機関という調査過程の各プレーヤーについて、それぞれの義務ないし権限さらには経費面での保障を担保するものとなっている。これによって「統計法」は、当初想定されていた統計委員会法規から、統計調整行政の根拠法規へとその基本的内容を転換させることになった。このような内容を持つ「統計法」の制定によって、わが国の戦後の統計は、分散型統計制度を所与として、同法に規定された各条項に基づく統計調整の遂行という形で、統計再建に向けての本格的な一歩を踏み出すことになる。

それでは、このように「統計法」が変質した結果、わが国の統計は何を失ったのであろうか。日常的な統計作成業務の遂行という限りでは「統計法」は、各政府統計機関における統計の企画から結果の提供に至る統計作成プロセスの遺漏なき進行の監視メカニズムとして有効に機能する。しかし、現実の中に縦割り行政がうまく対処しきれない諸問題が存在するのと同様に、統計の分野でも各省の枠組みを超えた取り組みが求められる事項も少なくない。この点は、横並びの分散型統計システムに固有の致命的欠陥である。法案の制定過程で統計委員会の権限事項から削ぎ落とされてしまった統計調査の企画権限がそれにあたる。その後の行政機構改革による統計委員会の廃止に伴い、マクロ的な視点からの統計調査の企画権限については、建議機能という極めて慎ましやかな形で建議機能として統計審議会に引き継がれた。しかしそれもまた、統計審議会が法施行型へと改められたのを契機に、その機能を喪失することになった。ここに至る一連の動きは、まさに一国の統計の全体的在り方に対する「司令塔」としての統計企画機能の喪失であったといえよう。

さらに、「統計法」の変質は、制度面でもその長期的、継続的最適化の実現の仕組みの芽を摘み取ることになった。統計制度も制度である以上、組織の慣性が作用する。一定の予算制約の中で最大限の統計情報を保有しうるためには、組織横断的な予算や人員といった統計資源の最適配分をはかることが求められる。これが、教授グループがその後に残したもうひとつの宿題であった。

『改善案』答申書の前文で「他日に期し」と記されてすでに早くも半世紀以上が経過した。わが国の統計が抱える問題への抜本的な解決策の設計図を今後描く上でも、「統計法」の制定過程がその後に残したこれらの課題について、改めて検討してみる必要があるように思われる。

（注 1）「日本統計制度史の一齣」『経済学研究』九州大学経済学会第 30 巻 5･6 号(1965.2)、「統計委員会と統計使節団」『経済学研究』第 33 巻 3･4 号(1968.10)、「「ライス･レポート」再論」『経済学研究』第 37 巻合併号(1972.2)、「戦後における日本統計制度の再建事情」『統計』日本統計協会(1973.4)

（注 2）実際には第 1 回委員会は 12 月 27 日に開催された。しかし官制の施行日が翌 28 日となっていることから、公式記録ではすべてその開催日は 12 月 28 日となっている。〔(7) 11 頁参照〕

（注 3）他の委員と異なり美濃部は、第 2 回委員会に法案に関する文書を提出していない。また美

濃部は、『統計におけるしんじつとぎまん』の中で「統計法」の制定に関して、「大内先生、有沢先生、中山先生、高橋先生などが集まってほとんど一字一句について議論をして統計法を作ったのである。･･･長い時間をかけてようやく出来上った法律案を、議会にかける前に法律の専門家にみてもらうということになった。そのころまだ父が生きていた。統計法を一読した父は「こんな法律があるか、これでは法律の体をなしていない、おれがなおしてやろう」といって一晩で真っ黒に筆をいれてくれた」〔(2)218-219 頁〕、というエピソードを紹介している。また『行政管理庁史』にはこれと内容が微妙に異なる「統計委員会の思い出」という次のような内容の一文を寄せている。「･･･総務課長山中四郎君を中心として、河合三良君と私と3人で、毎日おそくまで、ああでもないこうでもないと議論しながら、統計法を作り上げました。でき上がった統計法を父に見せたところ、こんな書き方では法律にはならない書き直してやろうということで、一晩ですっかり直してくれました。」〔(8)442 頁〕と。

約 1 ヶ月間にわたる委員会での集中的な法案審議、さらには連合軍司令部や内閣法制局との協議を経た上で作り上げられた法案について、法律の専門家とはいえ部外者である父達吉がこのような形で法案の修正に関与できるとは考え難い。その意味では第 1 の引用にあるのは美濃部の記憶違いで、達吉が手を入れたとされるのは、おそらく上記 3 人が作成した〔原案〕の下書きであり、それが第 1 回委員会に提出されたものと考えられる。

(注 4)有澤の提出文書の中には、その作成に先立って川島の「意見書」を通覧した旨の記述がある。このことから、川島はこの「意見書」を委員会事務局に加え各委員にも送付していたことがわかる。

(注5)「資源調査法」第 3 条 「工業的発明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ秘密ニ属スル事項又ハ設備ニシテ命令ニ定ムルモノニ付テハ第 1 条ノ報告若ハ実地申告ヲ命ジ又ハ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為し、調査資料ノ提供ヲ求メ若ハ関係者ニ対シ質問ヲ為スコトヲ得ズ」

(注 6)「資源調査法」第 4 条 「第 1 条ノ規定ニ依リ報告又ハ実地申告ヲ命ゼラレタル者営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、会社ヲ代表スル社員、取締役、業務担当社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ於テ報告又ハ実地申告ヲ為スノ義務ヲ有ス」

(注 7)〔(4) 18 頁〕には第 17(改訂版(〔E 案〕－引用者)第 16 条)についての意見とされているが、これは内容的に〔D 案〕第 18(〔E 案〕第 17 条)に該当するものと考えられる。

（注８） 第 4 回委員会では、法案本体の審議とは別に、統計委員会の設置目的を明示するために委員会官制第 1 条及び内閣所属部局及職員官制第 6 条を改正する案についての審議も行われた。 これは、統計委員会の設置に関して、その目的、任務、権限、その組織や機能についての一般規定を条文に盛り込むべきとのスタッフの指摘を、委員会官制に盛り込むことで対応を図ったものと考えることができる。

(注9)統計委員会事務局で法案の作成業務に関わった杠文吉は、国勢調査に関する規定を法律の条文として残すことになったのは、委員長大内兵衛の強い意向によるものであると、法案の審議経過を回想している。そこでの大内の主張の根拠は、この調査が歴史的にも国際的にも特に重要な調査であること、これを「統計法」の条文に盛り込むことによって予算面で政府にそれを義務付けることができる、ということにあった〔杠(9) 83～84 頁〕。

(注 10)第 4 回委員会の審議結果を踏まえて修正された法案〔G 案〕 では、第 9 条「統計調査の届出」 として新規追加された。

〔参考文献〕

(1)山中四郎・河合三良『統計法と統計制度』統計の友社、1950
(2)美濃部亮吉『統計におけるしんじつとぎまん』日本生産性本部　1961.5
(3)『日本統計制度再建史－統計委員会史稿　記述篇』(財)日本統計研究所　1962.3
(4)『日本統計制度再建史－統計委員会史稿　資料篇(I)』(財)日本統計研究所　1963.3
(5)『日本統計制度再建史－統計委員会史稿　資料篇(Ⅱ)』(財)日本統計研究所　1963.3
(6)大屋祐雪「統計法の成立」『経済学研究』九州大学経済学会　第30巻1974.3
(7)『日本における統計学の発展』第16巻　1981.3
(8)行政管理庁史編集委員会『行政管理庁史』1984.6
(9)杠　文吉「美濃部亮吉先生追想」『人間　美濃部亮吉』所収(株)リーブル1987.2
(10)『統計法改正に関する座談会』法政大学日本統計研究所「ヒアリングシリーズ」No.1、1990.4
(11)森　博美『統計法規と統計体系』法政大学出版局、1991
(12)総務庁統計局編『統計局・統計センター120年史』1992.6

付表1　統計法要綱案審議略年表

年月日	委員会開催	法案審議	政府･国会の動き
昭和21年7月19日			統計精度改善に関する委員会設置（閣議了解）
8月24日	統計制度改善に関する委員会（総会）		
29日	統計制度改善に関する委員会（第1回小委員会）		
31日	〃　（第2回小委員会）		
9月2日	〃　（第3回小委員会）		
10日	〃　（第4回小委員会）		
17日	〃　（第5回小委員会）		
25日	〃　（第6回小委員会）		
10月21日	統計制度改善に関する委員会（総会）	委員会答申 統計法要綱立案着手（経済安定本部統計調査室） 各省意見書を提出	
11月22日			統計制度改善に関する緊急措置要綱（閣議了解）
12月20日	統計委員会準備会議		
27日	統計委員会（第1回）		
昭和22年1月10日	統計委員会（第2回）	統計法要綱案に対する各委員のコメント	
17日	統計委員会（第3回）	統計法案に対するスタップ氏のコメント	
24日	統計委員会（第4回）		
31日	統計委員会（第5回）	統計法案、審議終了	
2月7日	統計委員会（第6回）		
14日	統計委員会（第7回）		
18日	統計委員会（第8回）		
21日	統計委員会（第9回）		
28日			統計法案、貴族院に上程
3月6日			統計法案、貴族院通過
7日	統計委員会（第10回）		
10日			統計法案、衆議院に上程
17日			統計法案、衆議院通過

付表2　統計法要綱案の委員会審議経過

	配布資料	修正法案
第1回委員会 昭和21年 12月27日	統計法要綱案〔原案〕	
第2回委員会 昭和22年 1月10日	統計法要綱案(事務局案)〔A案〕 統計法要綱改定案〔B案〕 統計法に関する委員意見書 (提出者)中山委員、近藤委員、有澤委員、 高橋委員、森田委員、川島委員 連邦報告法(参考資料)	統計法要綱案〔C案〕 統計法要綱案〔D案〕
第3回委員会 1月17日	統計法要綱案〔C案〕 統計法要綱案〔D案〕	統計法要綱案(22.1.20 統計委員会事務局)〔E案〕
第4回委員会 1月24日	統計法要綱案(22.1.20 統計委員会事務局)〔E案〕 統計法要綱に関するスタップ氏のコメント スタップ氏の意見に基く統計法要綱案改正案〔F案〕	統計法要綱案(22.1.27 統計委員会事務局)〔G案〕
第5回委員会 1月31日	統計法要綱案(22.1.27 統計委員会事務局)〔G案〕	統計法要綱案(22.1.31 統計委員会事務局)〔H案〕
第6回委員会 2月7日	統計法要綱案(22.2.3 統計委員会事務局)〔I案〕 統計法要綱案(22.2.6 統計委員会事務局)〔J案〕	統計法案(国会提出用)〔K案〕
第7回委員会 2月14日	統計法立法の趣旨 〔第一:総論〕(22.2.12 統計委員会事務局) 〔第二:各論〕(22.2.14 統計委員会事務局)	

注):〔A～K案〕は、筆者による法案の一覧整理番号

付表3　統計法案の変遷

（1）法案の記号〔原案〕、〔A 案〕～〔K 案〕は、筆者による整理記号である。（付表 2「統計法要綱案の委員会審議経過」参照）
（2）条文の配列は、原則として〔K 案〕の順序に従った。
（3）付表３－２中の〔C 案〕における変更点は、〔A 案〕又は〔B 案〕に対する修正
（4）付表３－３中の〔F 案〕における変更点は、〔E 案〕に対する修正
（5）付表３－３中の〔G 案〕における変更点は、〔E 案〕に対する修正
（6）各法案の掲載（頁）は、（財）日本統計研究所『日本統計制度再建史－統計委員会史稿　資料篇（Ⅱ）』（昭和 38 年 3 月）の掲載頁による。
（7）原文は縦書きのため本資料では、原文で「右」「左」とされているものをそれぞれ便宜上、「上」「下」と表記した。
（8）〔A 案〕と〔K 案〕については、全文を掲げた。
（9）条文番号の変更に伴う修正は除外した。

凡例
- ●アンダーラインは、条文の字句変更
- ●二重取り消し線は、条文の削除
- ●**ゴシック**は、条文への追加
- ●ハイフンは、言及無し
- ●〔　　〕は、他条文からの移動
- ●⇒は、条文への修正なし

付表３－１　第１回委員会から第２回委員会まで（〔A案〕、〔B案〕から〔C案〕へ）

〔原案〕	統計法要綱案〔A 案〕	統計法要綱改定案〔B 案〕	統計法案〔C 案〕
—	(18)～(20)頁	(20)～(22)頁	(24)～(27)頁
第 1 回委員会配布 （昭和21年12月27日）	第 2 回委員会配布 （昭和 22 年 1 月 10 日）		第 3 回委員会配布 （昭和 22 年1月 17 日）
委員会配布 （山中・美濃部・河合）	委員会配布事務局案 （美濃部・川島・森田）	委員会配布の改定案	第 2 回委員会の審議結果 による修正法案（1）
—	(一)本法の目的 第 1. 本法は、国勢に関する基本的資料を整備するため統計制度及び統計調査の改善発達を図ることを目的とする。	—	〔A案第１〕⇒ （一）本法の目的 第 1. 本法は~~、国勢に関する基本的資料~~統計を整備し、その真実性を確保し、統計調査の重複を除き、国民の負担を軽減し（以て）統計の整備発達を図ることを目的とする。
第 3 第 2 項	(二)重要統計の範囲 第 2. 統計委員会が重要統計として指定し、これを公示した人口、産業、金融、労働等国勢に関する統計を作成するために、政府その他のものが	1.〔本法において重要統計とは人口、産業、金融、労働等国勢に関する統計で統計委員会においてその範囲を決定し公示したものをいう。〕 （←第 2 の一部）	〔B案１〕⇒ **(二)重要統計の定義** 第 2. 本法において重要統計とは人口、産業、金融、労働~~等国勢~~に関する統計で統計委員会において指定し公示したものをいふ。

第3	調査を行ふ場合には本法によらねばならない。 本法において重要統計とは前項の統計をいふ。 第1項の調査を行ふために必要な事項は別に命令をもってこれを定める。	2．重要統計を作成するための調査は本法に依りこれを行う。 前項の調査を行うために必要な事項は本法に定めるものの外命令を以て定めることができる。	〔B案2〕⇒ 第 3. 重要統計~~を作成するための~~調査は本法に依りこれを行ふ。 前項の調査を行ふために必要な事項は本法に定めるものの外命令を以て定めることができる。
—	第3. 第2の調査のうち、全版図にわたる人口調査は各10個年毎に1回これを行はねばならない。 統計委員会の承認を得たときは前項の規定による調査の中間において簡易な調査を行ふことができる。	3．重要統計の中全国的の人口調査は 10 年毎に行わねばならぬ。 前項の人口調査の中間において統計委員会の承認を得たときは簡易の方法による人口調査を為すことができる。	〔B案3〕⇒ 第 4. 前条の調査中全国にわたる国勢調査は 10 年毎に行はねばならない。 前項の国勢調査の中間において統計委員会の承認を得たときは簡易な~~方法による~~国勢調査を為すことができる。
第10 第11	(三)統計の真実性 第 4. 何人も重要統計に関する調査に対しては真実を申告しなければならない。 何人も重要統計に関する調査をゆがめてはならない。 何人も重要統計に関する調査に対する申告を拒み、調査を妨げまたは忌避してはならない。	4. 重要統計を作成するための調査に対しては何人も真実を申告すべき義務がある。 前項の調査に対し何人も申告を忌避し、これを怠り、虚偽の申告を為し、真実を隠蔽し、調査の進行を妨害し、その他調査の結果をして真実に反するものたらしむべき行為を為してはならない。	〔B案4〕⇒ **(三)統計の真実性** 第 5. 重要統計~~を作成するための~~調査に対しては何人も真実を申告すべき義務がある。 前項の調査に対し何人も申告を忌避し、これを怠り、虚偽の申告を為し、事実を隠蔽し、調査の進行を妨害し、その他調査の結果をして、真実に反するものたらしむべき行為を為してはならない。
			第 6. 工業的発明にかかりその他特殊業務上の秘密に属する事項又は設備で、統計委員会の意見を聞き命令で定めたものについては被調査者は申告の義務がない。
			第 7. 営業に関し成年者と同一の能力を有せざる未成年者若しくは禁治産者である場合又は法人なる場合には其の法定代理人又は理事、業務を執行する社員、会社を代表する社員、取締役、業務担当者其の他法令の規定により法人を代理する者は第 5 の第 1 項の申告を為す義務がある。
第2	(四)統計委員会 第 5. 第1の目的を達成するため内閣総理大臣を会長とする統計委員会を設ける。 統計委員会に関する規定は本法のほか勅令をもってこれを定める。	5．本法の目的を達成するため内閣~~総理大臣を会長とする~~に統計委員会を設ける。 統計委員会は内閣総理大臣を以て会長とする。 本法に定めるものの外統計委員会に関する事項は勅令を以て~~これを~~定める。	〔B案5〕⇒ **(四)統計委員会** 第 8. 本法の目的を達成するために**内閣に**統計委員会を設ける。 統計委員会は内閣総理大臣を以て会長とする。 本法に定めるものの外統計委員会に関する事項は勅令を以って~~これを~~定める。
第13	第 6. 重要統計に関する調査を行はうとするとき	6．重要統計に関する調査を行おうとする場合に	〔B案6〕⇒ 第 9. 重要統計~~に関する~~調査を

	は、その調査の責任者は下の各項についてあらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。 一、調査の責任者、目的、事項、範囲、期日及び方法 二、調査の集計事項及び結果の公表方法及び期日 三、調査表及び報告書の保存期間及び責任者 四、その他統計委員会が必要と認めた事項 　前項の承認事項を変更するときは統計委員会の承認を得なければならない。	は調査責任者は下に掲げる事項につき予め統計委員会の承認を得なければならない。 一、調査の責任者、目的、事項、範囲、期日及び方法 二、調査の集計事項、結果の公表の方法及び期日 **三、**調査票及び報告書の保存期間及び保存責任者 四、その他統計委員会が必要と認めた事項 　前項の承認を得た後それらの事項を変更するには更に同委員会の承認を得なければならない。	行おうとする場合には調査責任者は下に掲げる事項につき予め統計委員会の承認を得なければならない。 一、~~調査の~~責任者、目的、事項、範囲、期日、方法 二、~~調査の~~集計事項**及方法**、結果の公表~~の~~方法及~~び~~期日 三、関係書類の保存期間及~~び~~保存責任者 四、**経費の概算**その他統計委員会が必要と認めた事項 　前項の承認を得た後それらの事項を変更するには更に同委員会の承認を得なければならない。
第5 第二号 第一号 第三号	第 7. 統計委員会は、統計の改善、統一のために必要と認めたときは、下の事項を行ふことができる。 一、関係各庁又はその他のものに対して重要統計及びその他の統計に関する資料または報告の提出を求めること。 二、関係各庁又はその他のものに対して重要統計に関する調査の企画、企画の修正、調査の実施又は中止或は結果の公表を求めること。 三、関係各庁又はその他のものの行ふ重要統計に関する調査の事務を監査し、監査の結果及び改善のための意見を内閣総理大臣に具申すること。	第 7. 統計委員会は~~、~~統計の改善~~、~~統一のために必要と認めるときは~~、~~下に掲げる事項を行うことができる。 一、関係各庁又はその他のものに対し~~て~~重要統計及びその他の統計に関する資料または報告の提出を求めること。 二、関係各庁又はその他のものに対し~~て~~重要統計に関する企画の提出、企画の改善、調査の実施又は中止、調査の結果の公表を求めること。 三、関係各庁又はその他のものの行う重要統計~~に関する~~調査の事務を監査し、監査の結果及び**調査**改善のため必要と認める意見を内閣総理大臣に具申すること。	〔B案7〕⇒ **第 10.** 統計委員会は本法の目的を達成する為必要と認めるときは下に掲げる事項を行ふことができる。 一、関係各庁又はその他のものに対し重要統計及びその他の統計に関する資料又は報告の提出を求めること。 二、関係各庁又はその他のものに対し重要統計に関する企画の提出、企画の変更、調査の実施又は中止、調査の結果の公表を求めること。 三、関係各庁又はその他のものの行ふ重要統計調査の事務を監査し、その結果改善の必要ありと認めるときは意見を内閣総理大臣に具申**し又は調査責任者に対しその改善につき勧告すること**。
第6	(五)統計関係職員及び統計調査員 第 8. 重要統計に関する調査に従事する官庁職員は特定の資格を有するものでなければならない。 　前項の職員の範囲及び資格は統計委員会の議を経て、勅令をもってこれを定める。	8. 重要統計の調査に従事する職員はその職務を行うに適当な特別の資格を有するものでなければならない。 　前項の職員の範囲及び資格は統計委員会の意見を聞き勅令を以てこれを定める。	〔B案8〕⇒ **(五)統計関係職員及統計調査員** 第 11. 重要統計~~の~~調査に従事する**官庁**職員はその職務を行ふに適当な特別の資格を有するものでなければならない。 　前項の職員の範囲及~~び~~資格~~については~~は統計委員会の意見を聞き勅令を以てこれを定める。
			第 12. **前条の職員は別に勅令をもって定める場合の外その職務を行ふにつきその意に反して官を免じ、又は職を転ぜしめられた場合は統計委員会にその事情を述べることができる。**

			統計委員会はその事情を審査し、これに対する意見を、その本属長官に述べることができる。
第 7	第 11. 政府は重要統計に関する調査のために必要がある場合は、統計調査員をおくことができる。 統計調査員は当該調査の職務に関しては、第 9 の規定を適用する。 統計調査員に関するその他の規定は、命令をもってこれを定める。	11. 政府は重要統計~~に関する~~の調査のために必要であれば統計調査員を置くことができる。 第 9 の規定は統計調査員にこれを準用する。 前項の外統計調査員に関する事項は命令を以てこれを定める。	〔B 案 11〕⇒ 第 15. 政府は重要統計~~の~~調査のために必要であれば統計調査員を置くことができる。 第 13 の規定は統計調査員にこれを準用する。 前二項の外統計調査員に関する事項は命令を以てこれを定める。
—	第 10. 重要統計に関する調査の職務を行ふ公共団体吏員、民間団体職員又は個人には第 8 及び第 9 の規定を適用する。	10. 公共団体の吏員、私の団体の職員又は個人で重要統計調査の職務を行うものには第 8 及び第 9 の規定を適用する。	〔B 案 10〕⇒ 第 14. 公共団体の吏員又は私の団体の職員~~又は個人~~で、重要統計調査の職務を行ふものには第 11 及び第 13 の規定を適用する。
第 4	第 9. 第 8 の職員は重要統計調査のために必要な場所に立入り調査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問をすることができる。この場合にはその職務を示す証票を携帯し、これを提示しなければならない。	9. 前条の職員は重要統計の調査のために必要な場所に立入り調査を行い、関係資料の提供を求め及び関係者に対し~~を~~質問~~を~~することができる。この場合にはその職務を示す証票を携帯し、これを提示しなければならない。	〔B 案 9〕⇒ 第 13. 第 11 の職員は**第 6 に定める場合の外**重要統計~~の~~調査のため~~に~~必要な場所に立入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項につき、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をなすことができる。この場合にはその職務を示す証票を~~携帯し、これを~~提示しなければならない。
第 5 第 3 項			
第 8	(六)秘密の保持 第 12. 統計委員会委員及び重要統計調査に従事する者、又はこれらの職にあった者は、重要統計に関する調査の職務執行に関して知り得た個人、法人、組合又はその業務に関する事項について、集計された結果以外のことをもらしたり、勝手に使ってはならない。 何人も重要統計作成のために蒐集した個々の調査票を統計上の目的以外に使ってはならない。 但し、前二項については、統計委員会の承認を得て、その使用の目的を公示したものについてはこの限りでない。	12. 統計委員会委員、重要統計の調査に従事する職員、統計調査員又はこれらの職に在ったものは重要統計~~に関する~~調査の職務執行に関して知り得た個人、法人、組合又はその業務に関する事項につき集計せられた結果の外これを他に漏洩し又は自己の目的に利用してはならない。 何人も重要統計の作成のために蒐集せられた個々の調査票を統計上の目的以外に使用してはならない。 ~~但し、~~前二項の規定は統計委員会の承認を得て~~、その~~使用の目的を公示したものについてはこれを適用しない。	〔B 案 12 第 1 項〕⇒ **(六)秘密の保持** 第 16. 統計委員会委員、重要統計~~の~~調査に従事する職員、統計調査員又はこれらの職に在ったものは重要統計調査の職務執行に関して知り得た個人、法人、組合又はその業務に関する事につき集計せられた結果の外これを他に漏洩し又は自己の目的に利用してはならない。 **前項の規定は職務上前項に規定する事項を知り得た他の公務員又は公務員であったものに適用する。**
第 9			〔B 案 12 第 2、第 3 項〕⇒ 第 17. 何人も重要統計の作成のために蒐集せられた個々の調査票を統計上の目的以外に使用してはならない。 前条及び前項の規定は統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについてはこれを適用しない。

第 12	(七)結果の公表 第 13. 重要統計に関する調査の結果は、速やかにこれを公表せねばならない。 公表しないためには統計委員会の承認を得ねばならない。 統計の報告書を有償で頒布することができる。	13. 重要統計~~に関する~~の調査の結果は~~、~~速~~やか~~にこれを公表しなければならない。これを公表しないためには統計委員会の承認を得なければならない。 重要統計の調査の結果は命令の定める手数料を徴収してこれを頒布することができる。	〔B案 13〕⇒ **(七)** 第 18. 重要統計の調査の結果は速にこれを公表しなければならない。 これを公表しないためには統計委員会の承認を得なければならない。 重要統計の調査の結果は有償でこれを頒布することができる。**(無償の場合もある)**
第 5 第 2 項	(八)経費の負担 第 14. 重要統計に関する調査のために、政府以外のものが支出した経費は、統計委員会の議を経て、国庫がその全部又は一部を負担することができる。	14. 重要統計の調査のために~~、~~政府以外のものの支出した経費は~~、~~統計委員会の意見を聞き国庫においてその全部又は一部を負担することができる。	〔B案 14〕⇒ **(八)経費の負担** 第 19. 重要統計~~の~~調査のために政府以外のものの支出した経費は統計委員会の意見を聞き国庫がその全部又は一部を負担することができる。
—	(九)罰則 第 15. 第 4、第7及び第 12 の罰則	15. 第 4、~~第7及び~~第 12 の規定違反に対する罰則	**(九)罰則** **第 20. 重要統計調査に対し第 5 第 2 項の規定に違反する行為をなした者は(200 円以下)の罰金に処する。** **第 21. 第 13 及第 14 に規定する職員の職務執行を拒み、妨げ又は忌避し、調査資料の提供を為さず若くは虚偽の資料を提供し又は質問に対し虚偽の陳述を為した者は(500 円以下)の罰金に処する。** **第 22. 第 16 に規定する者が同条の規定に違反したときは(2 年以下)の懲役又は(1 万円以下)の罰金に処する。** **第 17 第 2 項に規定する者が同条に違反した場合も前項と同じ罰を課する。**

—	附則 第 1. 施行期日に関する規定 第 2. 勅令第　号統計委員会官制は本法第5第2項の勅令と看做す。 第 3. 明治 35 年法律第 49 号(国勢調査に関する法律)、大正 11 年法律第 52 号(統計調査資料実地調査に関する法律)及昭和4年法律第 53 号(資源調査法)はこれを廃止する。 　廃止の時期は命令を以てこれを定める。 第4、経過規定。	附則 一、統計委員会に関する勅令 二、経過規定 三、**施行期日** ~~第3. 明治35年法律第49号(国勢調査に関する法律)、大正11年法律第52号(統計調査資料実地調査に関する法律)及昭和4年法律第53号(資源調査法)はこれを廃止する。~~ ~~廃止の時期は命令を以てこれを定める。~~	附則 〔A 案第 1、第 2、第 3〕⇒ 第 23. 本法施行の期日は勅令を以てこれを定める。 第 24. 勅令第　　号統計委員会官制は本法第 6 の勅令と看做す。 第 25. 明治 35 年法律第 49 号~~(国勢調査に関する法律)~~、大正 11 年法律第 52 号~~(統計調査資料実地調査に関する法律)~~及び~~昭和4年法律第53号~~資源調査法はこれを廃止する。 ~~廃止の時期は命令を以てこれを定める。~~ **第 26. 旧法に依り既に発せられた勅令又は命令であって本法に抵触しないものは当分の内仍本法に依り発せられた勅令又は命令と看做す。** **第 27. 旧法に依り工業発明に係りその他特殊なる業務上の秘密に属する事項又は設備であって命令に定めるものについては当分の内仍旧法の例に依る。** **第 28. 本法施行の際現に存する旧法に依る違反行為に対する罰則の適用に付ては旧法の例による。**

付表３－２　第2期－第３回委員会からスタップ氏によるコメントまでの統計法案の修正

統計法要綱案〔D案〕	統計法要綱案〔E案〕
(27)～(30)頁	(30)～(33)頁
第３回委員会配布 （昭和 22 年 1 月 17 日）	第４回委員会配布 （昭和 22 年 1 月 24 日）
第２回委員会の審議結果 による修正法案（2）	第３回委員会の審議結果 による修正法案
（一）本法の目的 第 1．本法は、統計を整備し、その真実性を確保し、統計調査の重複を除き、国民の負担を軽減し、~~（~~以て~~）~~統計の整備発達を図ることを目的とする。	法の目的 第１条　この法律は、統計~~を整備し、そ~~の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、~~国民の負担を軽減し、~~以て統計の整備発達を図ることを目的とする。
（二）重要統計の定義 第 2．本法において重要統計とは、人口、産業、金融、労働**等**に関する統計で、統計委員会において指定し、公示したものをいふ。	重要統計の定義 第２条　この法律において重要統計とは、人口、産業、金融、労働等に関し、国民生活にとって重要な統計で、統計委員会において、指定し、公示したものをいう。
第 3．重要統計調査は、本法に依りこれを行ふ。 　前項の調査を行ふために必要な事項は、本法に定めるものの外、命令を以て定めることができる。	重要統計調査 第３条　前条の重要統計の調査は、この法律によって、これを行う。 　前項の調査について必要な事項は、本法に定めるものの外、命令でこれを定めることができる。
第 4．前条の調査の中、全国にわたる国勢調査は、10 年ごとに行はねばならない。 　前項の国勢調査の中間において、統計委員会の承認を得たときは、簡易な国勢調査をすることができる。	**国勢調査** 第４条　前条の調査のうち、政府が全国民について行う人口その他に関する調査（以下これを国勢調査という。）は、10 年ごとに行はねばならない。 　前項の期間の中間において、統計委員会の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。 　**国勢調査について必要な事項は、命令でこれを定めることができる。**
（三）統計の真実性 第 5．重要統計調査に対しては、何人も真実を申告する義務がある。 　前項の調査に対し、何人も申告を忌避し、これを怠り、(虚偽の申告をなし)、事実を隠蔽し、調査の進行を妨害し、その他調査の結果をして~~、~~真実に反するものたらしめる行為を~~為~~してはならない。	申告の義務 第５条　重要統計調査に対して、申告義務者は、真実を申告しなければならない。 　前項の調査に対し、申告義務者は、申告を忌避し、又はこれを怠ってはならない。 　何人も、第１項の調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしてはならない。
第６．工業的発明にかかり、その他特殊業務上の秘密に属する事項又は設備で、統計委員会の意見を聞き命令で定めたものについては、被調査者は申告の義務がない。	**申告義務の免除** 第７条　工業的発明に係り、その他特殊な業務上の秘密に属する事項又は設備で、統計委員会の意見を聞き命令で定めたものについては、申告の義務を課さない。
第 7．**第 5 の第 1 項により申告すべきものが、**営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者なる場合、又は法人なる場合には、その法定代理人又は理事、業務を執行する社員、会社を代表する社員、取締役、業務担当者、その他法令の規定により法人を代理する者が~~第５の第１項の~~申告をなす義務がある。	第６条　前条第１項により申告すべきものが、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合、又は法人である場合には、その法定代理人又は理事、業務を執行する社員、会社を代表する社員、取締役、業務担当者、その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代って又は本人を代表して申告をする義務がある。
（四）統計委員会 第 8．本法の目的を達成するために、内閣に、統計委員会を設ける。統計委員会は、内閣総理大臣を以て会長とする。 　本法に定めるものの外、統計委員会に関する事項は、勅令を以て定める。	統計委員会 第８条　本法を施行するために、内閣に、統計委員会を置く。 　~~統計委員会は、内閣総理大臣を以て会長とする。~~ 　本法に定めたものの外、統計委員会に関する事項は、勅令でこれを定める。
第 9．重要統計調査を行おうとする場合には、調査責任者は、下に掲げる事項につき予め統計委員会の承認を得なければならない。 一、責任者、目的、事項、範囲、期日及び方法 二、集計事項及**び**方法、結果の公表**の**方法及び期日	**重要統計調査の企画の承認** 第９条　重要統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、**その調査に関し、**下に掲げる事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。 一、~~責任者、~~目的、事項、範囲、期日及び方法

三、関係書類の保存期間及び保存責任者 四、経費の概算その他統計委員会が必要と認めた事項 　前項の承認を得た後、それらの事項を変更するには、更に同委員会の承認を得なければならない。	二、集計事項及び集計方法 三、結果の公表の方法及び期日 四、関係書類の保存期間及び保存責任者 五、経費の概算その他統計委員会が必要と認めた事項 　前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に同委員会の承認を得なければならない。 　**第1項各号に掲げる事項について、変更の必要があると認めたときは、統計委員会は、調査実施者にその変更を求めることができる。**
第 10. 統計委員会は、本法の目的を達成する為必要と認めるときは、下に掲げる事項を行ふことができる。 一、関係各庁又はその他のものに対し、重要統計及びその他の統計に関する資料又は報告の提出を求めること。 二、関係各庁又はその他のものに対し、重要統計に関する企画の提出、企画の変更、調査の実施又は中止、調査の結果の公表を求めること。 三、関係各庁又はその他のものの行ふ重要統計調査の事務を監査し、その結果改善の必要ありと認めたときは、意見を内閣総理大臣に具申し、又は調査責任者に対して、その改善につき勧告すること。	**統計委員会の権限** 第 10 条　統計委員会は、本法の目的を達成するため必要と認めたときは、下に掲げる事項を行うことができる。 一、関係各庁又はその他のものに対し、重要統計及びその他の統計に関する資料又は報告の提出を求めること。 二、関係各庁又はその他のものに対し、重要統計~~に関する企画の提出、企画の変更、~~調査の実施又は中止、~~調査の結果の公表~~を求めること。 三、関係各庁又はその他のものの行う重要統計調査の実施の状況を監査し、~~その結果~~改善の必要があると認めたときは、意見を内閣総理大臣に具申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勧告すること。
（五）統計関係職員及び統計調査員 第 11. 重要統計調査に従事する官庁職員は、その職務を行ふに適当な特別の資格を有するものでなければならない。 　前項の職員の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き勅令を以てこれを定める。	統計関係職員~~及び統計調査員~~ 第 11 条　**重要統計調査に関する事務に従事する官吏は、統計官たる者を以てこれに充てる。** 　重要統計調査**の事務**に従事する公共団体吏員、又は私の団体の職員は、その職務を行うに適当な特別の資格を有するものでなければならない。 　前項に掲げるものの範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。
第 12. 前条の職員は、別に勅令をもって定める場合の外、その~~職務を行ふにつきその~~意に反して**重要統計調査に従事する職務に**免じ、又は他の職に転ぜ~~しめ~~られた場合は、統計委員会にその事情を述べることができる。 　統計委員会は、その事情を審査し、これに対する意見を、その本属長官に述べることができる。	第 12 条　前条第 1 項の統計官又は第 2 項の吏員（若しくは職員）は、別に命令をもって定められる場合の外、その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職**務**に転ぜ**しめ**られた場合は、統計委員会に、その事情を述べることができる。 　統計委員会は、その事情を審査し、これに対する意見を、**官吏については**その者の本属長官に、**官吏以外の者についてはその者の進退に関する権限を有する者に**述べることができる。
第 15. 政府は、重要統計調査のために必要であれば、統計調査員を置くことができる。 　第 13 の規定は、統計調査員にこれを準用する。 　前二項の外、統計調査員に関する事項は、命令を以て、これを定める。	**統計調査員** 第 14 条　~~政府は、~~重要統計調査のために必要があると認めるときは、統計調査員を置くことができる。 　第 13 条の規定は、統計調査員にこれを準用する。 　前二項の外、統計調査員に関する事項は、命令でこれを定める。
第 14. 公共団体の吏員又は私の団体の職員で、重要統計調査の職務を行ふものには、第 11 及び第 13 の規定を適用する。	—
第 13. 第 11 の職員は、第 6 に定める場合を除き、重要統計調査のため必要な場所に立入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項につき、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を提示しなければならない。	臨検検査 第 13 条　第 11 条に掲げる者は、第 7 条に定める場合を除き、重要統計調査のため必要な場所に立入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を提示しなければならない。

（六）秘密の保持 第 16. 統計委員会委員、重要統計調査に従事する職員、統計調査員、又はこれらの職に在ったものは、その職務執行に関して知り得た個人、法人、組合、又はその事務に関する事項につき、集計せられた結果の外これを他に漏洩し、又は自己の目的に利用してはならない。 **前項の規定は集計せられた結果を第 9 の規定により定められた公表期日以前に他に漏洩し、又は自己の目的に利用した場合にこれを適用する。** 前二項の規定は、職務上前項に規定する事項を知り得た他の公務員又は公務員であったものに適用する。	秘密の保持 第 15 条　統計委員会委員、重要統計調査**に関する事務**に従事する者、統計調査員、又はこれらの職に在った者は、その職務執行に関し、知り得た個人、法人、又は組合~~又はその事務~~に関する事項について、~~集計せられた結果の外~~これを他に漏洩し、又は自己の目的に利用してはならない。 前項に掲げる者は、集計せられた結果を、第 9 条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏洩し、又は自己の目的に利用してはならない。 前二項の規定は、職務上第 1 項に掲げる事項を知り得た他の公務員、又は公務員であった者に適用する。
第 17. 何人も、重要統計の作成のために蒐集せられた個々の調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。 前条及び前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。	第 16 条　何人も、重要統計を作成するために蒐集せられた個個の調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。 前条及び前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。
（七）**結果の公表** 第 18. 重要統計の調査の結果は、速にこれを公表しなければならない。これを公表しないためには、統計委員会の承認を得なければならない。 重要統計の調査の結果は、有償でこれを頒布することができる。~~（無償の場合もある）~~	結果の公表 第 17 条　重要統計調査の結果は、速にこれを公表しなければならない。これを公表しないためには、統計委員会の承認を得なければならない。 ~~重要統計の調査の結果は、有償でこれを頒布することができる。~~
（八）経費の負担 第 19. 重要統計調査のために、政府以外のものの支出した経費は、統計委員会の意見を聞き**予算の範囲内において**国庫がその全部又は一部を負担することができる。	経費の負担 第 18 条　重要統計調査のために、政府以外のものの支出した経費は、統計委員会の意見を聞き、予算の範囲内において、国庫がその全部又は一部を負担する~~ことができる~~。
（九）罰則 第 20. 重要統計調査に対し第 5 第 2 項の規定に違反する行為をなした者は（　　）**の懲役又は**（200 円以下）の罰金に処する。 第 21. 第 13 及**び**第 14 に規定する職員の職務執行を拒み、妨げ又は忌避し、調査資料の提供を為さず、若くは虚偽の資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述を為した者は（　　）**の懲役又は**（500 円以下）の罰金に処する。 第 22. 第 16 に規定する者が、同条の規定に違反したときは、（2 年以下）の懲役又は（1 万円以下）の罰金に処する。 第 17 第 2 項に規定するものが同条に違反した場合も前項と同じ罰を課する。	罰則 —

附則 第 23. 本法施行の期日は勅令を以てこれを定める。 第 24. 勅令第 619 号統計委員会官制は本法第 6 の勅令とみなす。 第 25. 明治 35 年法律第 49 号、大正 11 年法律第 52 号及び資源調査法は、これを廃止する。 第 26. 旧法によって既に発せられた勅令又は命令~~であって本法に抵触しないもの~~は、当分の間、本法によって発せられた勅令又は命令とみなす。 **第 27. 本法施行後 3 ヶ月以内に行ふ重要統計調査については、第 9 に規定する統計委員会の承認を得ないで、これを実施することができる。** 第 28. ~~旧法に依り~~工業発明に係り、その他特殊なる業務上の秘密に属する事項又は設備で、旧法によって命令に定めたものについては、当分の間、旧法の例による。 第 29. 本法施行の際現に存~~在~~する旧法による違反の行為に対する罰則の適用については、旧法の例による。	附則 第 1. この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。 第 2. 〔D 案第 25〕 ⇒ 第 3. この法律の施行後 3 ヶ月以内に行う重要統計調査については、第 9 に規定する統計委員会の承認を得ないで、これを実施することができる。 ~~第 24. 勅令第 619 号統計委員会官制は本法第 6 の勅令とみなす。~~ ~~第 26. 旧法によって既に発せられた勅令又は命令は、当分の間、本法によって発せられた勅令又は命令とみなす。~~ ~~第 28. 工業発明に係り、その他特殊なる業務上の秘密に属する事項又は設備で、旧法によって命令に定めたものについては、当分の間、旧法の例による。~~ ~~第 29. 本法施行の際現に存在する旧法による違反の行為に対する罰則の適用については、旧法の例による。~~

付表３－３　第3期－スタップ氏のコメントから第 5 回統計委員会審議結果による修正法案（本委員会最終案）

スタップ氏の意見に基く 統計法要綱改正案〔F案〕	統計法要綱案〔G案〕	統計法要綱案〔H案〕
(33)頁	(34)～(37)頁	(37)～(40)頁
第 4 回委員会配布 （昭和 22 年 1 月 24 日）	第 5 回委員会配布 （昭和 22 年 1 月 31 日）	
	第 4 回委員会の審議結果 による修正法案	第 5 回統計委員会審議結果による修正法案（本委員会最終案）
第 1 条　この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、**統計の体系を整備し、及び統計制度の改善**発達を図ることを目的とする。	第 1 条　この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、**統計の体系を整備し、及び統計制度の改善**発達を図ることを目的とする。	法の目的 第 1 条　この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、~~及び~~統計制度の改善発達を図ることを目的とする。
第 2 条　この法律において指定統計とは、社会、経済及び文化に関し、国民生活にとって重要な統計で、統計委員会において~~、~~指定し、公示したものをいう。	指定統計の定義 第 2 条　この法律に於て指定統計とは、~~人口、産業、金融、労働等に関し、国民生活にとって重要な統計で、~~統計委員会において、指定し、公示したものをいう。	指定統計 第 2 条　この法律において指定統計とは、統計委員会において~~、~~指定し、公示した統計をいう。
第 3 条　前条の指定統計の調査は、この法律によって~~、~~これを行う。 　前項の調査について必要な事項は、本法に定めるものの外~~、~~統計委員会の意見を聞いて、これを定めることができる。	指定統計調査 第 3 条　前条の指定統計を作成するための調査**（以下指定統計調査と称する）**は、この法律によって、これを行う。 　前項の調査について必要な事項は、この法律に定めるものの外、命令でこれを定める~~ことができる~~。	指定統計調査 第 3 条　前条の指定統計を作成するための調査（以下指定統計調査と称する）は他の法律の規定にかかわらずこの法律によって、これを行う。 　前項の調査について必要な事項は、この法律に定めるものの外、命令でこれを定める。
~~第 4 条　前条の調査のうち、政府が全国民について行う人口その他に関する調査（以下これを国勢調査という。）は、10 年ごとに行はねばならない。~~ ~~　前項の期間の中間において、統計委員会の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。~~ ~~　国勢調査について必要な事項は、命令でこれを定めることができる。~~	国勢調査 第 4 条　前条の調査のうち、政府が全国民について行う人口~~その他~~に関する調査（以下~~これを~~国勢調査と称する）は、5 年ごとに行わなければならない。 　前項の期間の中間において、統計委員会の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。 　~~国勢調査について必要な事項は、命令でこれを定めることができる。~~	国勢調査 第 4 条 ⇒
―	申告の義務 第 5 条　政府又は地方公共団体は指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。 　~~前項の調査に対し、申告義務者は、申告を忌避し、又はこれを怠ってはならない。~~ 　~~何人も、第 1 項の調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしてはならない。~~	申告の義務 第 5 条　政府~~又は公共団体~~は指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。 　〔前項により申告を命ぜられたものが、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは禁治産者である場合、又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代って又は本人を代表して申告をする義務がある。〕

―	第６条　前条~~第１項~~により申告を命ぜられたものが、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは禁治産者である場合、又は法人である場合には、その法定代理人又は理事~~、業務を執行する社員、会社を代表する社員、取締役、業務担当者、~~その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代って又は本人を代表して申告をする義務がある。	代表して申告をする義務がある。〕（←〔G 案第６条〕）
~~第７条　工業的発明に係り、その他特殊な業務上の秘密に属する事項又は設備で、統計委員会の意見を聞き命令で定めたものについては、申告の義務を課さない。~~	~~第７条　工業的発明に係り、その他特殊な業務上の秘密に属する事項又は設備で、統計委員会の意見を聞き命令で定めたものについては、申告の義務を課さない。~~	
―	統計委員会 第７条　この法律を施行するために、内閣に、統計委員会を置く。 　この法律に定めたものの外、統計委員会に関する事項は、勅令でこれを定める。	統計委員会 第６条　この法律を施行するために、内閣に、統計委員会をおく。 　この法律に定めたものの外、統計委員会に関する事項は、勅令でこれを定める。
―	指定統計調査の~~企画の~~承認 第８条　指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、下の事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。 一、目的、事項、範囲、期日及び方法 二、集計事項及び集計方法 三、結果の公表の方法及び期日 四、関係書類の保存期間及び保存責任者 五、経費の概算その他統計委員会が必要と認めた事項 　前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に同委員会の承認を得なければならない。 　第１項各号の事項について、変更の必要があると認めたときは、統計委員会は、調査実施者にその変更を求めることができる。	指定統計調査の承認 第７条　指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、下の事項について、あらかじめ統計委員会の承認を得なければならない。 一、目的、事項、範囲、期日及び方法 二、集計事項及び集計方法 三、結果の公表の方法及び期日 四、関係書類の保存期間及び保存責任者 **五、調査の事務に従事する者の資格** 六、経費の概算その他統計委員会が必要と認めた事項 　前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に同委員会の承認を得なければならない。 　第１項各号の事項について、変更の必要があると認めたときは、統計委員会は、調査実施者にその変更を求めることができる。
第　条　指定統計以外の統計調査を行う場合には、調査実施者はその調査に関し第９条第１項各号に掲げる事項を統計委員会に届出なければならない。 　前項の届出を要する統計調査の範囲は命令でこれを定める。	**統計調査の届出 第９条　指定統計以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、第８条第１項各号の事項を統計委員会に届出でなければならない。 　前項の届出~~を要する統計調査の範囲~~は、命令でこれを定める。**	統計調査の届出 第８条　指定統計以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、第７条第１項第一号の事項を統計委員会に届出でなければならない。 　前項の統計調査の届出については命令でこれを定める。
	統計委員会の権限 第10条　統計委員会は、この法律の目的を達成するため必要と認めたときは、下の事項を行うことができる。 一、関係各庁又はその他のものに対し、指定統計及びその他の統計	統計委員会の権限 第９条　統計委員会は、この法律の目的を達成するため必要と認めたときは、下の事項を行うことができる。 一、関係各庁又はその他のものに対し、指定統計及びその他の統計に関する資料又は報告の提出を求めること

⇒	対し、指定統計及びその他の統計に関する資料又は報告の提出を求めること。 二、関係各庁又はその他のものに対し、指定統計調査の実施若しくは中止**又はその他の統計調査の変更若しくは中止**を求めること。 三、関係各庁又はその他のものの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めたときは、意見を内閣総理大臣に具申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勧告すること。 **四、指定統計調査のうち、第 11 条に規定する者以外の者が従事することができるものを定めること。**	する資料又は報告の提出を求めること。 二、関係各庁又はその他のものに対し、指定統計調査の実施若しくは中止又はその他の統計調査の変更若しくは中止を求めること。 三、関係各庁はその他のものの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めたときは、意見を内閣総理大臣に具申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勧告すること。 ~~四、指定統計調査のうち、第 11 条に規定する者以外の者が従事することができるものを定めること。~~
—	統計関係職員 第 11 条　指定統計調査に関する事務に従事する官吏は~~、~~統計官たる者を以てこれに充てる。 　指定統計調査の事務に従事する公共団体吏員、又は私の団体の職員は、その職務を行うに適当な特別の資格を有する者でなければならない。 　前項に掲げた者の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。	統計事務職員 第 10 条　指定統計調査に関する事務に従事する官吏は統計官たる者を以てこれに充てる。 　指定統計調査の事務に従事する公共団体吏員、又は私の団体の職員は、その職務を行うに適当な特別の資格を有する者でなければならない。 　前項に掲げた者の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。
—	第12条　前条第1項の統計官又は第 2 項の吏員~~（若しくは職員）~~は、~~別に命令をもって定められる場合の外、~~その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職務に転ぜ~~しめ~~られた場合には~~、~~統計委員会に、その事情を述べることができる。**但し、別に勅令で定める場合はこの限りではない。** 　前項の場合には統計委員会は、その事情を審査し、これに対する意見を、統計官については、その者の本属長官に、統計官以外の者については、その者の進退に関する権限を有する者に述べることができる。	第11条　前条第1項の統計官又は第 2 項の吏員は、その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職務に転ぜられた場合には、統計委員会に、その事情を述べることができる。但し、別に勅令で定める場合はこの限りではない。 　前項の場合には統計委員会は、その事情を審査し、これに対する意見を、統計官について**は**、その者の本属長官に、統計官以外の者については、その者の進退に関する権限を有する者に述べることができる。
—	統計調査員 第 13 条　**政府は、**指定統計調査のために必要があると~~認めると~~きは、統計調査員を置くことができる。 　~~第 13 条の規定は、統計調査員にこれを準用する。~~ 　前項の外、統計調査員に関する事項は、命令でこれを定める。	統計調査員 第 12 条　政府は、指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員をおくことができる。 　前項の外、統計調査員に関する事項は、命令でこれを定める。
第 13 条　第 11 条に掲げる者は、~~第 7 条に定める場合を除き、~~重要統計調査のため必要な場所に立入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係	臨検検査 第 14 条　第 11 条に掲げた者は、~~第 7 条に定める場合を除き、~~**申告、義務を伴う**指定統計調査のため必要な場所に立入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項につい	臨検検査 第 13 条　第 10 条に掲げた者は、~~申告、義務を伴う~~指定統計調査のため必要な場所に立入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項について、検査をなし調査資料の提供を求

者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を提示しなければならない。	て、検査をなし~~、~~調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を提示しなければならない。 **前項の規定は、統計調査員にこれを準用する。**	め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を提示しなければならない。 前項の規定は、統計調査員にこれを準用する。
第15条　統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員、又はこれらの職に在った者は、その職務執行に関して知り得た個人、法人、又は組合の秘密に属する事項について~~、~~これを他に漏洩し~~、~~又は自己の目的に利用してはならない。 前項に掲げる者は、集計せられた結果を、第9条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏洩し、又は自己の目的に利用してはならない。 前2項の規定は、職務上第1項に掲げる事項を知り得た他の公務員、又は公務員であった者に適用する。	秘密の保護 第15条　指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項は、保護されなければならない。 ~~前項に掲げる者は、集計せられた結果を、第9条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏洩し、又は自己の目的に利用してはならない。~~ ~~前2項の規定は、職務上第1項に掲げる事項を知り得た他の公務員、又は公務員であった者に適用する。~~	秘密の保護 第14条 ⇒
—	第16条　何人も、指定統計を作成するために蒐集せられた個個の調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。 前条及び前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。	第15条　何人も、指定統計を作成するために蒐集せられた個個の調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。 ~~前条及び~~前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。
—	結果の公表 第17条　指定統計調査の結果は、速にこれを公表しなければならない。これを公表しないためには、統計委員会の承認を得なければならない。	結果の公表 第16条 ⇒
—	経費の負担 第18条　指定統計調査のために、政府以外のものの支出した経費は、統計委員会の意見を聞き、予算の範囲内において、国庫が、その全部又は一部を負担する。	経費の負担 第17条 ⇒
罰則 —	罰則 **第19条　下の各号の一に該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は5,000円以下の罰金に処する。** **一、〔第5条の規定による調査に際し、これを忌避し、申告をせず、又は虚偽の申告をした者〕(←第5条第1項)** **二、〔第5条の規定による調査に際し、申告を妨げ、又は真実に反する申告をさせた者〕(←第5条第2項)** **三、第13条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、調査資料を**	罰則 第18条　下の各号の一に該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は5,000円以下の罰金に処する。 一、第5条の規定による調査に際し、これを忌避し、申告をせず、又は虚偽の申告をした者 二、第5条の規定による調査に際し、申告を妨げ、又は真実に反する申告をさせた者 三、第13条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、調査資料を提供せず若しくは虚偽の調査資料

	提供せず若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し、虚偽の陳述をした者 **四、指定統計調査の事務に従事する者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者**	を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者 四、指定統計調査の事務に従事する者**又はその他の者**で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者
—	**第 20 条　統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員、又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏洩し、又は窃用したときは、1 年以下の懲戒、又は 5,000 円以下の罰金に処する。** **前項に掲げた者は、集計せられた結果を、第 8 条の規定に依り定められた公表期日以前に、他に漏洩し、又は窃用したときは、5,000 円以下の罰金に処する。** **職務上前二項の事項を知り得た他の公務員、又は公務員であった者が前二項と同じ行為をしたときもまた同様である。**	第 19 条　統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員、又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏洩し、又は窃用したときは、1 年以下の懲役、又は 5,000 円以下の罰金に処する。 前項に掲げた者は、集計せられた結果を、第 9 条の規定に依り定められた公表期日以前に、他に漏洩し、又は窃用したときは、5,000 円以下の罰金に処する。 職務上前二項の事項を知り得た他の公務員、又は公務員であった者が前二項の行為をしたときもまた同様である。
—	附則 第 21 条　この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。 第 22 条　明治 35 年法律第 49 号「国勢調査ニ関スル法律」、大正 11 年法律第 52 号「統計資料実地調査ニ関スル法律」、及び資源調査法~~昭和 4 年法律第 53 号~~は、これを廃止する。 **第 23 条　第 22 条の法律に基く勅令又は命令で、この法律にてい触しないものはこの法律によって発せられた勅令又は命令とみなす。** 第 24 条　この法律の施行後 3 ヶ月以内に行う指定統計調査については、第 9 条に規定する統計委員会の承認を得ないで、これを実施することができる。	附則 第 20 条　⇒ 第 21 条　明治 35 年法律第 49 号「国勢調査に関する法律」大正 11 年法律第 52 号「統計資料実地調査に関する法律」及び昭和 4 年法律第 53 号「資源調査法」は、これを廃止する。 第 22 条　前条の法律に基く勅令又は命令~~で、この法律にてい触しないもの~~は、**当分の間**この法律によって発せられた勅令又は命令とみなす。 第 23 条　この法律の施行後 3 ヶ月以内に行う指定統計調査については統計委員会が認めた場合にかぎり第 7 条に規定する統計委員会の承認を得ないでこれを実施することができる。

付表3－4　第4期－統計委員会本委員会審議最終案以降の法案の変更

統計法要綱案〔I案〕	統計法要綱案〔J案〕	統計法案〔K案〕
(41)～(44)頁	(44)～(47)頁	(48)～(51)頁
第6回委員会配布 （昭和22年2月7日）	第6回委員会配布 （昭和22年2月7日）	
委員会決定後の修正（1）	委員会決定後の修正（2）	国会提出法案
法の目的 第1条 ⇒	法の目的 第1条 ⇒	（法の目的） 第1条　この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、**及び**統計制度の改善発達を図ることを目的とする。
指定統計 第2条　この法律において指定統計とは、統計委員会において、指定し、公示した統計をいう。	指定統計 第2条 ⇒	（指定統計） 第2条　この法律において指定統計とは、**政府若しくは公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であって**統計委員会で指定し、**その旨を**公示した統計をいう。
指定統計調査 第3条 ⇒	指定統計調査 第3条 ⇒	（指定統計調査） 第3条　~~前条の~~指定統計を作成するための調査（以下指定統計調査という）は、この法律によって行うものとし、他の法律の規定を適用しないものとする。 ~~前項の調査について必要な事項は、~~この法律に定めるものの外、指定統計調査について必要な事項は、命令でこれを定める。
国勢調査 第4条 ⇒	国勢調査 第4条 ⇒	（国勢調査） 第4条　~~前条の調査のうち、~~政府が全国民について行う人口に関する調査で、統計委員会で指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。 国勢調査はこれを5年ごとに行わなければならない。 前項の期間の中間において、統計委員会の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。
申告の義務 第5条 ⇒	申告の義務 第5条 ⇒	（申告義務） 第5条　政府は指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは禁治産者である場合~~、~~又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代って又は本人を代表して申告する義務を負う。
統計委員会 第6条 ⇒	統計委員会 第6条 ⇒	（統計委員会） 第6条　~~この法律を施行するために、内閣に、統計委員会をおく。~~ 統計委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、勅令でこれを定める。
指定統計調査の承認 第7条　指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、下の事項について、あら	指定統計調査の承認 第7条	（指定統計調査の承認） 第7条　指定統計調査を行~~お~~うとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、下に掲げる事項について、あら

かじめ統計委員会の承認を得なければならない。 一、目的、事項、範囲、期日及び方法 二、集計事項及び集計方法 三、結果の公表の方法及び期日 四、関係書類の保存期間及び保存責任者 ~~五、調査の事務に従事する者の資格~~ 五、経費の概算その他統計委員会が必要と認めた事項 　前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に同委員会の承認を得なければならない。 　第１項各号の事項について、変更の必要があると認めたときは、統計委員会は、調査実施者にその変更を求めることができる。	⇒	かじめ統計委員会の承認を得なければならない。**但し、第 16 条但書の規定による場合において、第三号の事項については、この限りでない。** 一、目的、事項、範囲、期日及び方法 二、集計事項及び集計方法 三、結果の公表の方法及び期日 四、関係書類の保存期間及び保存責任者 五、経費の概算その他統計委員会が必要と認める事項 　前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に同委員会の承認を得なければならない。 　第 1 項各号に掲げる事項について、変更の必要があると認めたときは、統計委員会は、調査実施者にその変更を求めることができる。
統計調査の届出 第８条　指定統計以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、第７条第１項第一号の事項を統計委員会に届出でなければならない。 　前項の規定に依り届出るべき統計調査の範囲及びその他の事項については命令でこれを定める。	統計調査の届出 第８条 ⇒	（統計調査の届出） 第 8 条　指定統計以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第 1 項第一号に掲げる事項を統計委員会に届け出~~で~~なければならない。 　前項の規定に依り届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、命令でこれを定める。
統計委員会の権限 第９条 ⇒	統計委員会の権限 第９条 ⇒	（統計委員会の権限） 第 9 条　統計委員会は、~~この法律の目的を達成するため~~必要と認めたときは、下に掲げる事項を行うことができる。 一、関係各庁又はその他のものに対し、指定統計及びその他の統計に関する資料又は報告の提出を求めること。 二、関係各庁又は公共団体に対し、指定統計調査の実施若しくは中止又はその他の統計調査の変更若しくは中止を求めること。 三、関係各庁はその他のものの行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めたときは、意見を内閣総理大臣に具申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勧告すること。
統計事務職員 第 10 条　指定統計調査に関する事務に従事する官吏は統計官たる者を以てこれに充てる。 　指定統計調査の事務に従事する公共団体吏員、又は私の団体の職員は、その職務を行った適当な特別の資格を有する者でなければならない。 　前項に掲げた者の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。 　**統計委員会の承認を経たときは第**	統計事務職員 第 10 条　指定統計調査に関する事務に従事する官吏は統計官たる者を以てこれに充てる。 　指定統計調査の事務に従事する公共団体吏員、又は私の団体の職員は、その職務を行った適当な特別の資格を有する者でなければならない。 　前項に掲げた者の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。 　統計委員会の承認を得たとき	（統計事務職員） 第10条　指定統計調査に関する事務に従事する官吏は、統計官に補せられた者に限る。 　指定統計調査の事務に従事する公共団体吏員又はその他の団体の職員は、その職務を行うのに適当な特別の資格を有する者でなければならない。 　統計官に関し必要な事項並びに前項に掲げる者の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。 　統計委員会の承認を得たときは、第１項

1 項及び第 2 項に定めた以外の者が指定統計調査の事務に従事することができる。	は第 1 項及び第 2 項に定めた**者**以外の者が指定統計調査の事務に従事することができる。	及び第 2 項に定める者以外の者をして指定統計調査の事務に従事せしめることができる。
第 11 条 ⇒	第 11 条 ⇒	第 11 条　前条第 1 項の統計官又は同条第 2 項の公共団体の吏員は、その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職務に転ぜしめられた場合には、統計委員会に、その事情を述べることができる。但し、別に勅令で定める場合はこの限りではない。 　前項の場合には統計委員会は、その事情を審査し、これに対する意見を、統計官については、その者の本属長官に、統計官以外の者については、その者の進退に関する権限を有する者に述べることができる。
統計調査員 第 12 条 ⇒	統計調査員 第 12 条 ⇒	（統計調査員） 第 12 条　政府は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。 　~~前項の外、~~統計調査員に関する事項は、命令でこれを定める。
臨検検査 第 13 条 ⇒	臨検検査 第 13 条 ⇒	（実地調査） 第 13 条　第 10 条**第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに前条**に掲げる者は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ統計委員会の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。 　~~前項の規定は、統計調査員にこれを準用する。~~
秘密の保護 第 14 条 ⇒	秘密の保護 第 14 条 ⇒	（秘密の保護） 第 14 条　指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない。
第 15 条 ⇒	第 15 条 ⇒	第 15 条　何人も、指定統計を作成するために集められた~~個個の~~調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。 　前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。
結果の公表 第 16 条 ⇒	結果の公表 第 16 条　指定統計調査の結果は、速にこれを公表しなければならない。~~これを公表しないためには、統計委員会の承認を得なければならない。~~	（結果の公表） 第 16 条　指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表しなければならない。**但し、統計委員会の承認を得た場合には、これを公表しないことができる。**
経費の負担 第 17 条 ⇒	経費の負担 第 17 条 ⇒	（経費の補助） 第 17 条　指定統計調査のために、公共団体の支出した経費については、統計委員会の意見を聞き、予算の範囲内において~~、~~国庫が、その全部又は一部を補助する。
罰則	罰則	（罰則）

第 18 条　下の各号の一に該当する者は、これを 6 月以下の懲役若しくは禁錮又は 5,000 円以下の罰金に処する。 一、指定統計調査に際し、申告を忌避し、申告をせず、又は虚偽の申告をした者 二、指定統計調査に際し、申告を妨げ、又は真実に反する申告をさせた者 三、第 13 条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、調査資料を提供せず若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者 四、指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者	第 18 条　下の各号の一に該当する者は、これを 6 月以下の懲役若しくは禁錮又は 5,000 円以下の罰金に処する。 一、第 5 条の規定に依り申告を命ぜられた調査を忌避し、申告をせず、又は虚偽の申告をした者 二、第 5 条の規定に依り申告を命ぜられた場合に、申告を妨げ、又は真実に反する申告をさせた者 三、第 13 条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、調査資料を提供せず若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者 四、指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者	第 18 条　下の各号の一に該当する者は、これを 6 月以下の懲役若しくは禁錮又は 5,000 円以下の罰金に処する。 一、第 5 条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者 二、第 5 条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者 三、第 13 条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者 四、指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者
第 19 条　統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員、又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人、又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏洩し、又は窃用したときは、1 年以下の懲役、又は 5,000 円以下の罰金に処する。 　前項に掲げた者は、**統計委員会の承認を得た場合の外**集計せられた結果を、第 9 条の規定に依り定められた公表期日以前に、他に漏洩し、又は窃用したときは、5,000 円以下の罰金に処する。 　職務上前二項の事項を知り得た他の公務員、又は公務員であった者が前二項の行為をしたときもまた同様である。	第 19 条　統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員、又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏洩し、又は窃用したときは、1 年以下の懲役又は 5,000 円以下の罰金に処する。 　前項に掲げた者は、統計委員会の承認を得た場合の外集計せられた結果を、第 9 条の規定に依り定められた公表期日以前に、他に漏洩し、又は窃用したときは、5,000 円以下の罰金に処する。 　職務上前二項の事項を知り得た他の公務員、又は公務員であった者が前二項の行為をしたときもまた同様である。	第 19 条　統計委員会委員、統計官その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、**これを** 1 年以下の懲役又は 5,000 円以下の罰金に処する。 　前項に掲げる者は、統計委員会の承認を得た場合の外集計された結果を、第 7 条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、**これを** 5,000 円以下の罰金に処する。 　職務上前二項の事項を知り得た第 1 項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。
附則 第 20 条　⇒ 第 21 条　⇒ 第 22 条　⇒ 第 23 条　この法律の施行後 3 ヶ月以内に行う指定統計調査については統計委員会の認めた場合にかぎり第 7 条に規定する統計委員会の承認を得ないでこれを実施することができる。	附則 第 20 条　⇒ 第 21 条　⇒ 第 22 条　⇒ 第 23 条　この法律の施行後 3 ヶ月以内に行う指定統計調査については統計委員会が認めた場合にかぎり第 7 条に規定する統計委員会の承認を得ないでこれを実施することができる。	附則 第 20 条　⇒ 第 21 条　資源調査法、明治 35 年法律第 49 号、及び大正 11 年法律第 52 号は、これを廃止する。 第 22 条　前条の法律に基く勅令又は命令は、当分の間この法律によって発せられた勅令又は命令とみなす。 第 23 条　この法律の施行後 3 箇月以内に行う指定統計調査については、統計委員会が承認した場合に限り、第 7 条に規定する統計委員会の承認を得ないで、これを実施することができる。